

平成26年（2014年）3月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成26年3月5日（水）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年3月24日（月）

応招議員

1番	奥村 仁	2番	東 貴雄
3番	樋口泰生	4番	太田哲生
5番	瀧本 攻	6番	入江康仁
7番	家崎仁行	8番	玉津 充
9番	奥村武生	10番	東 篤布
11番	東 清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倅規
17番	中本 衛	18番	北村博司

（遅刻議員）

6番	入江康仁	9番	奥村武生
----	------	----	------

不応招議員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	世古雅則	総務課長	堀 秀俊
財政課長	工門利弘	危機管理課長	上野和彦
企画課長	脇 博彦	税務課長	服部峰穂
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷真吾
環境管理課長	井谷 哲	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	久保健作	海山総合支所長	中場 幹
教育委員長	森本鑛平	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監 査 委 員	松永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

4番 太田哲生 5番 瀧本 攻

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

中本衛議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

なお、6番 入江康仁君、9番 奥村武生君から所用のため遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

中本衛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

日程第1

中本衛議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

4番 太田哲生君

5番 瀧本 攻君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

中本衛議長

次に、日程第 2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務財政常任委員長

皆さん、おはようございます。

それでは、総務財政委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る 3 月 11 日に委員会を開かさせていただきました。

私どもの委員会に付託された案件は、議案第 1 号と 2 号と 3 号と 4 号と 5 号と 6 号と 7 号と 8 号、それから 12 号と 13 号と 14 号でございます。それと 29 号と 33 号でございます。

それでは、議案第 1 号の消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、執行部のほうから消費税のことについて説明がありまして、149 万 9,620 円になるということの説明がありました。皆様のお手元に配付した資料ですね、これを見ていただきたい。委員からは、資料はいつごろを基準に作成したのかという質問に対して、平成 24 年度の実績を基にですね、東長島スポーツ公園のみ平成 25 年度の決算を基に作成したということでした。

議案書 36 ページの古里温泉の 500 円の入場料につきまして、510 円にしているが、入浴者の配慮はなかったのか。で、キャンプ inn 海山の駐車場は 500 円のままで、古里温泉の影響額は 45 万円であるが、いわゆる自動販売機ですね。改修にどれぐらいかかるのかという質疑がありました。それに対して答弁としまして、課長のほうから、入浴者の配慮は悩んだところではありますが、古里温泉の収益施設であるため、消費税を転嫁すべきものとして考えたということでございます。また、券売機は古くなっておるので、受付で料金を徴収するということの答弁でございました。また、キャンプ inn 海山は駐車場料金を据え置いたままにするということで、3%以内を転嫁するというので駐車料金を改正すると、いわゆる忙しい時期だとかに、非常にその煩雑になるということで、お客さんに迷惑をかけるということで 500 円にしたと、また古里温泉以外でも料金の変更にかかる改修費用は特にありませんということの答弁でございました。

地域振興会館に消費税が必要ないのですかという委員の質問に対して、町民センターのような貸館ではないので、消費税は必要ありませんという答弁でございました。

質疑を終了しまして、討論に入りました。反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成で、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第2号 紀北町地域振興会館条例について、本会議において質疑のあったことについて改めて説明してくださいということでございました。

紀北地域振興会館という名称については、総務課長とともに商工会に出向いて協議をさせていただく中で、意見をいただき最終的なネーミングについて、理事者を経て紀北町地域振興会館という名称になりましたというご答弁でございました。

産業会館というような案は出されませんでしたかという委員の質問に対して、商工会との協議の中で、商工会としては商工会館と商工という名称を入れてほしいとの意見はありましたが、産業会館という名称にしてほしいとの意見もありました。2階、3階の部分は使用方法が決定していないため、最終的にそちらもすべて網羅した形で、紀北町地域振興会館という名称になりましたという答弁でございました。

委員から、この条例には使用料の記載がありません、なぜですかという質疑に対して、課長の答弁で、使用料については11月の全員協議会で説明させていただいたように、紀北町行政財産使用条例で定めている金額に基づいて決定させていただいたということで、この条例には定めておりませんという答弁でございました。

質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第3号の紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例について、補足説明もなし、質疑もなし、反対討論なし、賛成討論として、この交付金については、やっとこういう形になってきた。我々が昔から訴えてきた温暖化対策の環境税と違う意味で災害が発生したため、公的な支援が必要ということでできましたので、いずれにしても山林への取り組みがなされることについては賛成であり、そういう意味合いからの、賛成する討論がございました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題といたしました。課長からの追加説明なし、委員から、上位法令の改正に伴う改正なのですかという質疑

に対して、上位法令の改正によるものでなく、情報公開をより一層推進する、先進地三重県の条例を参考に改正しました。

議案書54ページの第5条第2項中に、権利を乱用してはならないという仕組みのことについての質疑がありました。情報公開条例の趣旨に反した大量文書、個人情報保護条例を知る権利を利用した悪質な情報公開請求などを抑止するため、条文を追加したという答弁でございました。

委員から、悪質な請求かどうかは、最終的に誰が判断を行うかということについての質疑がありました。課長からの答弁といたしましては、総務課で判断し、最終的には町長が最終判断を行いますという答弁でございました。

議案書53ページの紀北町情報公開・個人情報保護審査会との関係はどうなっているのですかという質疑に対して、開示決定する内容に不服があった場合に審査会にかけることになる。知る権利の乱用の判断は審査会に伺いを立てるということではなく、町長が行うという答弁でございました。

以上で、質疑を終了し、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入りまして、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について審査いたしました。質疑なし、討論に入りまして。反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第6号 紀北町一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について審査に入りました。

委員から、本会議においても質疑、労働基準法に準じて改正し、時間外手当が57円アップするという説明があったが、年間にするといくらの増額になるかと、給料が20万円で57円になります。予算の増額はありますが、職員の受け取る額が5%増えるということで、平成24年度の決算をもとに特殊要因を除く時間外手当の実績が2,000万円であり、約5%の増額ということになりますので、支給額が100万円程度増えるという課長の答弁でございました。

委員から、議案書76ページ、第21条についてですが、今回改正の1時間当たりの勤務時間に52を乗じたものとして、その年間労働時間は同じ時間数となるのかという質疑に対して、これも委員の手元に配付させていただいたんですけども、いわゆる今までは52週、1年間52週として2,015時間として計算しておりましたところ、それを248日掛ける7.75と

いうのは7時間45分の勤務でございますので、75を10週に直すと75になるわけですね。45分は75、掛けてその分子である、いわゆる20万円の場合12カ月掛けて割ると、今までは1,191円でしたけども、この改定によって1,248円になり、その差額の57円ということでございました。

これで質疑を終了し、討論に入りました。反対討論なし、賛成討論なし、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正する条例について審査を行いました。

質疑なし、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第8号 紀北町税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

課長から追加説明がありませんでした。質疑もありませんでした。討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、危機管理課長からの追加説明はなし、質疑についても質疑はなし、討論に入りました。反対討論なし、賛成討論なし、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第13号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたしました。

追加説明なし、質疑に入りました。質疑なし、討論に入りました。反対討論なし、賛成討論なし、よって採決を行い、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第14号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたしました。

課長から追加説明なし、委員から質疑、議案書129ページの退職報償金支給表の勤務年数、階級の見方について、詳しく説明してくださいの質疑がございました。答弁といたしまして、勤務年数は消防団入団以来の勤務年数が5年から10年、10年から15年等に区分しています。また階級については、退団者が1年以上就いたことのある最高位の階級を基準として、退職報償金を支給する基準となっています。階級の昇進については特に基準は設けられておらず、退団等により空位ができたところに、次に勤務年数の長い方が就く等し

ていますという答弁でございました。

また、退職報償金がほぼ一律のアップということで、この5万円の根拠はどのようになっているかという質疑がございました。答弁といたしまして、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しており、消防団の拡充強化の一環で団員の処遇改善を行うもので、消防団員等公務災害補償責任共済等に関する法律に基づき、退職報償金を改正するものですという答弁がありました。

また、消防団の処遇改善にかかるものはこの退職報償金のみですか。また5万円アップについて近隣市町との比較はしていますかとの質疑に対して、近隣市町との調査は行っておりませんが、この退職報償金は消防団員等公務災害補償等責任共済に基づいているところから、参加団体は一律の対応をしているのが多いと思われまます。今回の処遇改善にかかる予算は退職報償金のみですということです。

質疑を終了し、討論に入りました。反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の中の総務財政委員会の質疑を行いました。

まず、「議会事務局」関係で、局長からの追加説明もなし、質疑なし。

それから、「総務課」所管の中の財政課の部分の平成25年度一般会計補正予算（第8号）の財政課所管内容について説明をいただき、歳入16ページ、第15款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金39万4,000円の増額は、平成25年度中の定期預金及び三重県債等の基金運用ですとの説明でございました。

また、財産売払収入は、第1目は不動産売払収入190万円の増額は、旧赤羽生活改善センター用地の売払収入です。17ページの第16款、第2項、第1項寄附金、第1目・総務費寄附金95万円の増額は、7件のふるさと寄附金でございませす。これについても、お手元に配付しましたように累計が195万円でございます。第9目の一般寄附金688万4,000円の増額は、紀北町開発公社の解散に伴う精算金488万4,000円と、一般寄附金の1件です。

また、歳出、22ページについて、第2款の総務費、第1款総務管理費、第5目財産管理費1億1,132万3,000円のうち、町有財産管理事業350万円の増額は、紀伊長島支所に4月1日から商工会が入るために改修工事をしておりますが、貸し出しするためには消防ポンプを取り替えることが生じたため、水道の配水管から予想以上に漏水が激しく、平成26年度で2階、3階の改修が先送りになっていることから、このまま1年以上放置するには

いかないと、さらにあとで改修するとなると相当の重複する経費が発生することから、今回の改修工事の中で同時着工したほうが効率的であること等から、総合的に判断することによるものです。

次に、基金管理事業の1億782万3,000円の増額は、ふるさと応援基金95万円、地域づくり基金積立金に1,216万4,000円、地域振興基金積立金に33万7,000円、減災基金に5万7,000円、財政調整基金に9,431万5,000円を積み立てるものですという追加説明がございました。

質疑に入り、16ページの普通財産の売払収入は旧赤羽改善センターのことで面積と単価を教えてください。また、その精算は近隣の売買実例を勘案して決定しているのですか。次に17ページの寄附金の688万4,000円の内容を教えてくださいとの質疑がございました。旧赤羽改善センターの売り払いは土地面積は245.62平米であり、平米当たり単価は7,700円であり、坪当たりでは2万5,450円になります。この単価は公平を期するために、不動産鑑定士に鑑定を依頼し、その概算額で計上しております。近々鑑定が届く予定です。一般寄附金の688万4,000円については、開発公社の解散に伴う寄附金が488万4,000円と、もう1件200万円は、本定例会で冒頭に町長から行政報告があった方です。合計で688万4,000円を計上しております。

委員から、開発公社が解散したことで清算金488万4,000円ですから、ほかに土地や山林もあったと思いますが、それらの財産の処理はどうなっていますかとの質疑に対して、今回、計上させていただいたのは現金部分であり、土地や山林すべて紀北町に継承しましたという答弁でございました。

ふるさと寄附金は用途の指定はなかったのか。また、一般寄附金の1名の方はふるさと寄附金と一般寄附金の説明をしていただけてますかとの質疑に対して、ふるさと寄附金と一般寄附金ではその方の所得の状況等で税金の納付が異なり、そこまで立ち入るわけにはいかないのです。詳細までは説明していませんが、この方については一般寄附金の意向を確認しています。また、ふるさと寄附金については、ふるさと寄附をしたいと申し出に基づき、平成25年度7件をお受けし、今回も計上しました。用途については6名の方から指定しない、残り1名の方は地域資源を活かした魅力あるまちづくりに活用してほしいとの指定がありました。

ふるさと寄附金について、ふるさと寄附金、ふるさと納税にかかるものですので、説明欄にはふるさと納税と付け加えたほうがわかりやすいのではないですかとの質疑に対して、

今後はそのように表記したいという答弁がございました。

ふるさと寄附金は、ほかの市町村では謝礼として、地域の特産品等を送っていますが、紀北町は検討されているのですかという質疑に対して、確かに多くの市町村はこのようなことが行われており、そういう問い合わせが多いのも事実です。現在、紀北町では礼状を送付させていただいていますが、平成25年度中に関係各課と連携のうえ、理事者と協議して結論を出していきたいと考えていますとの答弁がございました。

紀北町のふるさと寄附金をもっとPRできるように、今後課題を、そして十分に取組んでいってほしいと思いますとの質疑に対して、その意見を踏まえて協議していきますとの答弁がございました。ふるさと寄附金についての一覧表もそこに置かさせていただいておるので、ご参照いただきたいと思います。

これまでいただいた、ふるさと寄附金の総額と件数を教えてくださいという質疑に対して、平成20年度から平成25年度の現時点まで、総額で1,598万7,000円で、件数は28件となっており、平成22年に80万円取り崩して、ふるさと応援基金残高としては1,518万7,000円となっております。一覧表が先ほど私が申し上げましたように、そこに卓上のほうに置かせていただきました。

委員から、使わないと活性化がないと思いますが、その点の考えを教えてください。紀北町のために寄附をしていただいたことを十分理解し、使用していきたいと思います。また、紀北町の振興のためにというのがほとんどの方の希望ですので、そのような事業の財源に充当したいと考えていますという答弁がございました。

これで質疑を終了し、反対討論、賛成討論は後ほど行うことにしました。

議案第29号「企画課」の部分で、課長のほうから3月補正につきましては、予算書は歳出、22ページ、23ページの企画費と地域振興費、25ページの指定統計費についてですが、地方バス運行対策事業費は財源更正であります。人づくり事業の20万円の減額、高度情報化推進事業の71万3,000円の減額、総合ネットワークシステムの運営事業94万2,000円の減額、まちづくり推進総合事業の10万円の減額、紀勢自動車道地域振興施設整備事業の100万8,000円の減額、指定統計調査受託事業の17万8,000円の減額は、精算等による減額補正ですという追加説明がございました。

委員から、予算書、23ページの地域振興費で紀勢自動車道地域振興施設整備事業が100万800円の減額になっていますが、減額の内容を教えてください、示してくださいという質疑がありました。答弁といたしまして、実施設計委託料につきましては、当初は1,144

万円見込んでおりましたが、精算見込みである契約者が 1,102万 5,000円となり、41万 5,000円の減額となっております。この主なものとしましては、役務費の手数料についてですが、当初は建築確認申請手数料等に26万 4,000円を見込んでいましたが、確認申請にまだ至らず減額補正し、来年度の予算として計上させていただきました。報償費につきましては、契約者を除くプロポーザル参加者に対して5万円を報償金として支出し、当初は10者分を計上しておりましたが、20万円の減額となりました。

委員から、設計委託料の41万 5,000円の減額は入札の差金ですか。そのとおりですという答弁でございました。

16ページの寄附金に、開発公社からの寄附金 488万円が、今回の補正に計上されております。寄附行為があったのは少し前のことですね。3月補正に計上される理由は。開発公社の幕引きの経過を説明してくださいとの質疑に対して、開発公社の財産処分については平成24年度において、土地、建物等含め現金では 1,507万 3,510円を寄附し、平成25年1月21日に紀北町に振り込んでおります。平成25年度におきまして解散し、官報や県税や利息などが確定しておりませんでしたので、少しお金を残しておりました。平成25年度におきまして、24年度の決算の剰余金等があり、基本財産は残すということで基本財産の檜山、山林及び現金の定期預金 200万円を含む 488万 4,990円を、平成25年度7月26日に振り込みをしています。また、最終的には県に報告し、平成25年度7月26日に清算を終了し、登記をし、平成25年8月14日に登記簿上では閉鎖となっております。

また、委員から、平成25年8月14日に閉鎖するのにつきまして、時期的に最終の年度末の補正計上となってしまった理由を教えてください。寄附金を7月26日に振り込みましたが、最終の3月補正に計上させていただきましたのは、本来はもっと早く計上すべきだったかも知れません。今後は適正な対応に心がけますという答弁でございました。

開発公社の財産処分関係の 488万円という金額は、初めて議会の中に出てきたと思いますが、開発公社の財産の内容や処分などの経過が議員には伝わっていないと思いますが、そういうことを最終的に処理できた時点で議会に報告をしていただけるのでしょうかの質疑に対して、平成25年の6月の定例会で行政報告といたしまして、平成25年3月18日、理事会を行っております。それに対する繰越収支差額 490万円程度になったことを報告させていただいております。そして、当公社は平成25年3月31日、存続期間満了により解散し、清算人の就任の登記をし、官報へも3回掲載したことで、今回、当公社より紀北町の基本財産及び現金の寄附をはじめ、清算業務が終り次第、清算完了の登記を行う予定であり、

清算完了の登記をもって業務が完了いたしましたという行政報告をさせていただいております。課長はこの完了ということ結了というふうに答弁されたんですけども、私、今報告では完了と申し上げました。

委員から、いつの議会の行政報告ですかとの質疑に対して、平成25年6月の定例会ですという答弁がございました。

委員から、行政報告の中で、詳細内容の説明はしていますかという質疑に対して、通常は決算及び次年度の当初予算を議会へ報告しますが、平成25年度におきましては解散して、そういうことができないということで、行政報告をさせていただきました。

また、委員から、23ページの地域振興費の報償費について、プロポーザル方式に漏れた業者に報償支払いを20万円の限度額で支払ったが、当初の金額はいくらだったのですかと、当初は1社5万円で、10社で50万円を計上しておりましたという答弁がございました。

また、20万円を減額したということは、30万円を支出したということですねという質疑に対して、5社参加し、1社は契約者なので、4社に対して20万円を支払いしました。それ以外の審査委員会と検討委員会の委員会報酬を3回予定していますので、10万円の支出を見込んでいますとの答弁がございました。

参加者に報償金を支払うという方式は初めて聞いた。相賀小学校や紀北中学校のときもこの方式でしたのかの質疑に、紀北中学校においてはコンペ方式で、業者が報償費を支払っていると聞いていますが、不確かなのでありますが、1社に対して10万円だったと記憶しています。

これは決められたことなのですかという質疑に対して、特に決められたことではありません。業者が経費をかけてプレゼンをするので、謝礼を支払うべきものとして予算を認めていただいております。地域振興費 100万 8,000円の減額の明細を提示してください。後ほど提出しますということがございました。

委員から、プロポーザル業者に5万円支払っているということは、提案書を買っていることになり、公表されないのですか、その提案書は残っているのですかという質疑に対して、提案書は保管していますということの答弁がございました。

委員から、平たく言えば、提案書に対して支払いをした。当初より提案書が少なかったから減額になったというふうに理解していいのですかという質疑に対して、課長の答弁は、そのとおりですということがございました。

同じく議案第29号の「危機管理課」の部分に入りまして、課長のほうから、予算書15ペ

ージ、消防費補助金の地域減災評価推進補助金については、本会議で説明しておりますので、次に20ページの消防債の避難路整備事業債90万円の減額は、小型動力ポンプ積載車整備事業債 190万円の減額、消防デジタル無線整備事業債 740万円の減額は、事業の清算によるものであるという説明がございました。

委員から、予算書39ページの災害対策費の地震・津波災害避難路整備事業 299万 8,000円の減ですが、これも事業でできなかった箇所があるのか、それとも工事の入札の差金等ですかという質疑に対して、予定の整備箇所はすべて執行し、今回は減額は入札の差金という答弁でございました。

委員から、39ページの災害対策の地震津波災害避難路等整備事業に関して、住民有志グループが引本公園から馬瀬まで尾根をつたった避難路を整備したと報道されていたと思いますが、その件について危機管理課として把握していることを説明してくださいとの質疑に対して、引本の有志のグループが延長6キロの避難路を整備していただいています。完成後は町長と危機管理課職員1名、農林水産課1名が実際に歩いて確認させていただいていますという答弁でございました。

また、委員から、自主的に避難路を整備していただいたが、今後の維持管理も必要になってくると思うが、維持管理も自主的な活動に任すのか、それとも町の支援、あるいは整備するのですかという質疑に対して、維持管理にかかる材料等の支援等は検討させていただいたが、延長が非常に長いということもあり、平成26年度の予算化はしておりませんという答弁でございました。

委員から、災害は昼夜を問わず、いつやってくるかはわからない。夜間の場合は避難を想定して照明の整備が必要だと思う。また避難先への上里小学校への備蓄も必要と思われ、そのあたりの町の計画等があれば聞かせてほしいという質疑がありました。答弁といたしまして、今後の維持管理の方法等に関しては、今後は必要ということであれば検討したいと思えますという答弁でございました。

先ほどの引本の避難路のところの課長の答弁漏れがありましたので、いわゆる避難路を整備していくのに町が支援するかということの答弁の中で、今後も維持管理の方法等については検討していきたいと思えますという答弁でございました。

これで、第29号議案の当所轄の議案が、平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の質疑が終了し、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、当委員会関係部分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

中本衛議長

ここで、10時30分まで休憩とします。

(午前 10時 21分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

中本衛議長

総務財政常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務財政常任委員長

それでは、続きまして、第33号議案 平成26年度紀北町一般会計予算の審査の報告をいたします。まず、「議会事務局」関係で、局長のほうから追加説明もなし、質疑もなし。

それから、平成26年度紀北町一般会計の議案第33号、「総務課」関係の予算書44ページの退職手当負担金1億 2,546万 8,000円の内容を説明してくださいという委員からの説明に対して、第19節の1億 2,546万 8,000円ですが、一般会計の職員と特別職の退職手当負担で183名分で、負担率は1,000分の180ですとの答弁でございました。

今年度の退職者は何名ですか、そのうち勸奨退職者は何名いるのですかの委員の質問に対して、退職者は8名です。行政職では5名、定年退職で3名、勸奨退職で1名、普通退職が1名で、現業は3名で、すべて定年退職でございますという答弁でございました。

平成26年度の定年退職者は何名の予定ですか、また勸奨制度は継続していくのですかの質疑に対して、定年退職者は6名です。勸奨退職者の募集は今年度をもって終了しますので、26年度はありませんという答弁でございました。

それは職員は知っているのですかとこの質疑に対して、課長会議や文書で職員には周知済みとの答弁でございました。

合併してから早期退職者が増えたが、原因の分析や対応をしたのですかという委員の質

間に、職員各々の考え方や人生設計がありますので、原因の特定には至っておりませんという課長の答弁でございました。

委員から、嘱託職員の割合は何パーセントですかの質疑に対して、嘱託職員の占める割合は42%です。合併時と比較すると職員が40名以上少なくなっており、嘱託職員に事務の補助をしてもらっています。また、現業は退職者の補充は嘱託職員で対応をしています。

委員から、いい傾向ではない、責任の問題もあるので、人件費の削減は表向きはいいですが、嘱託職員が増えているのは相反しますという質疑に対して、定員適正化計画では平成28年度まで 200名を目指しております。現在は 210名です。計画的に採用していますが、今後、本庁、総合支所の確保、また職員も多様化していることから、嘱託職員を減らすことは難しいと考えていますとの答弁でございました。

また、委員から、専門職の養成、職員のスキルアップの取り組みへの対応をしっかりとやっていただきたいとの質疑に対して、職員数の減も合併効果であり、人件費を平成24年度までに13億円削減しています。現在、専門職を置けるほどの人的余裕がなく、今後、検討し、計画に取り組みたいと考えていますとの答弁でございました。

委員から、45ページの庁舎管理事業費、47ページの海山総合支所管理事業費が計上されていますが、庁舎移転後1年が経過し、移転前と比較して経費の削減がどのようになっていますかの質疑に対して、移転後、1月から12月までの集計ですが、庁舎管理事業は移転前と比較して、約28万円の増額となっています。これは旧本庁舎になかったエレベーターの保守管理業務などが含まれているため、経費を削減しつつ、利便性の向上も図られていると考えています。また、海山総合支所管理事業は紀北町総合支所管理事業と比較して470万円ほどの経費を抑制できると考えていますが、旧紀伊長島総合支所の光熱費には、紀伊長島体育館の電気代が 200万円ほど含まれています。しかし、それを差し引いても 270万円ほどの抑制をできており、本庁舎と総合支所を合わせると 200万円以上コストダウンが図られているものと考えていますとの答弁でございました。

委員から、町民の皆さんの多くが管理費が上がると心配していると思いますが、しかし、実際は利便性が向上し、管理費が安くなったということで、良い効果が出ていると思いますが、そのことを町民の皆様にご伝えていただかなければならないが、いかがですかとの質疑に対して、今後も年度単位で管理費の分析を町民の皆様にお知らせしたいという答弁でございました。

次に、「出納室」の関係に入りました。出納室長の補足説明なし、質疑の中で、第19款

0 諸収入、第2項町預金利子、委員から、現金運用利子 1,000円についてお聞きします。その利子は町の預金にかかると思いますが、その元金の額を教えてくださいとの質疑に対して、これは定期預金として預けてある 2,000万円に対する利子で、利率は 0.025%で、92日間預ける見込で計上していますという答弁でございました。

また、委員から、地図販売 5,000円についてお聞きします。紀勢自動車道の開通に伴い、管内図の修正が必要になると思いますが、その対応どう考えていますかとの質疑に対し、現在、販売している案内地図は平成17年の合併当時に作成しています。紀勢自動車道の開通や本庁舎の移転により現状と異なってくることから、平成26年度に新たな管内図を作成する予定ですという答弁でございました。

同じく、議案第33号の「企画課」関係の審議に入りました。

課長から説明なし、委員から、47ページの地域交流促進事業の紀北ふれ愛ネット紀北会について、収入が13万円で支出が15万 3,000円となっています。赤字を出してまでやる事業なのか、事業内容をご説明くださいとの質疑に対して、答弁といたしまして、収入は13万円になって、ふれ愛ネット紀北会費2年で更新費用1人 1,000円の 130人分となっています。また、支出は消耗品として会員登録していただいた記念品 500円分と、7万 1,000円、通信運搬費として輸送料、郵便料8万 2,000円を計上させていただきました。現在、会員数も減少していますが、年4回広報やイベント情報を送付しますので、今回3月に送付しまして新規加入の紹介のお願いをしています。現時点でも何名かの新規会員の方がいらっしゃると思いますが、紀北町の出身のゆかりのある方々で構成されていますので、今後も継続したいと考えています。また、新規加入者の募集等も力を入れていきたいという答弁でございました。

委員から、この事業は町の広報という目的だと思いましたが、その町の振興に役立っているかどうか、成果の確認が必要だと思いましたが、どういう方法で確認をしていますかという質疑に対して、これはふれ愛ネット紀北会の会員の方々に年4回の情報提供を行っています。また、三重テラスで行われるイベント等については、関東圏の会員の方に情報提供し、参加を呼びかけたり、移住の田舎暮らし体験ツアー等の情報発信の協力もしてもらっております。また、会員登録更新時にはふれ愛ネット協会へのアンケートを実施し、状況等も確認していきたいと考えていますとの答弁でございました。

委員から、会員の方々が紀北町に来訪してくれたり、三重テラスに来場したりという数値の把握をしていく必要があります。その点は今後しっかり対応していただきたいという

質疑がありまして、課長から、今は手元に資料がないので三重テラスに来られた方々の人数は把握しています。今後は把握に努めていきたいと思います。

また、委員から、ふれ愛ネット紀北の会員の大半は町出身者の方々だと思います。以前はもっと多くの会員の方がいたと思います。なぜ減ってきているのかと、情報発信の内容をもっと充実させる必要があると思います。地域振興施設を整備するよりも人から人への伝達は有効で重要で、事業の見直しやもう少しソフト面で取り組みをするのが町の役目だと思いますが、いかがですかの質疑に対して、課長の答弁で、情報の内容としては広報紙でなく、企画課担当者の作成したイベント等の情報紙を提供していますが、さらなる充実に努めていきたいと思います。また、会員数の減少については高齢の会員の方が多いのが原因の1つと考えていますが、今後、会員数を増やすような方法を考えていきたいという答弁でございました。

また、委員から、18ページの小松原住宅の使用料について、この住宅は開発公社が管理していた住宅ですかとの質疑に対して、課長から、以前は開発公社が管理しており、現在は町の企画課が管理しています。

また、委員から、小松原住宅は6戸あり、家賃が3万円という説明でしたが、家賃が所得に関係なし、一律3万円ですか。今後は家賃は変わることはありますかの質疑に対して、家賃は所得に関係なく一律3万円と、紀北町小松原住宅条例の規定になっておりますので、今後とも3万円でいきたいと考えていますとの答弁でございました。

また、委員から、町営住宅だと、住宅選考委員会に入居の選考をしているが、小松原住宅はいかがですかという質疑に対して、小松原住宅は公営住宅法外となりますので、選考委員会まで考えておりません。また現在、6戸全部入居しています。

また、委員から、将来的に退去した場合どうするのですかとの質問に対して、課長から、募集をかけて選定しますということでした。

また、委員から、27ページの電源立地地域対策交付金について、前年度から54万4,000円の減になっていますが、内容を説明していただきたいとの質疑があり、この交付金は水力枠で、電気量に基づき県のほうから交付の内示があり、その予算の範囲内で交付されますという答弁でございました。

また、委員から、三浦の宮川第二発電所の社宅部分を取り壊し、現在更地になっていますが、その関係で交付金が減額になったということはないのですかという質疑に対して、課長のほうから、それが原因ではないと考えていますとの答弁でございました。

また、委員から、更地部分はグラウンド部分と同じように使用させてもらえるのですかという質疑に対して、グラウンド部分については商工観光課が管理しており、県から借地料を支払って借りています。また、社宅跡地については、今後、公売にかけると聞いていますが、現在のところグラウンドと同じように使える話はないと思いますという答弁でございました。

委員から、更地を使わせてもらえればスポーツ合宿誘致や、桜を見に来る方の利用度が高いと考えるが、是非、その辺を詰めてください、詰めていただきたいという質疑に対して、跡地については県は売る方向だと思いますが、売買が成立しなかった場合、様子を見ていきたいと思いますという課長の答弁でございました。

47ページの移住定住交流促進事業の空き家バンク制度について、活用の内容を教えてくださいという質疑に対して、空き家バンクの制度については紀北町ホームページに記載していますが、空き家登録件数は現在7件、空き家利用登録は75名ほどあり、利用登録される方々に新規で空き家登録があった場合、新規情報を提供をしていますという答弁でございました。

委員から、町内にはどれぐらいの空き家があるのか、調査したことがありますかという質疑に対して、課長のほうから、平成22年度、23年度に調査した結果、紀伊長島区、海山区合わせて空き家が376件ありました。空き家所有者の方々に空き家バンクの活用の意向を確認したところ、活用したいという方は50名から60名程度でしたという答弁でございました。

空き家バンクを活用したいという方が50名から60名程度ということですが、もっと積極的に活用できるよう行政として手を打たなかったんですか、もっと積極的に取り組んでいただきたいという委員の質疑があり、課長のほうから、ホームページ掲載以外に有効な方法がないか考えていきたい。現在まで15件の契約件数があり、効果が現れてきたと考えています。

委員から、今後、高速道路が全線開通して都市圏から近くなり、企業に聞いた話では、地域にまとまった戸数があるなら会社の保養所というような話が一時期ありました。そのような企業にPRしたことはありますかの質疑に対して、企画課長は、私が企画課長になった平成24年度からは企業向けにPRしたことはありませんという答弁でございました。

委員から、そういうことも考慮してPRの取り組み方を工夫していただきたいという質疑があり、課長のほうから、委員の意見を参考にさせていただきますという答弁でござい

ました。

49ページの紀勢自動車道地域振興施設整備事業の事業委託料 195万 4,000円について、資料によると施設振興業務委託料とありますが、竣工式の費用にしては金額が多いように思いますが、内容の説明をお願いしますという委員から質疑がありました。当初は竣工式を職員自前で考えていましたが、人的にも困難な面があり業者に委託する方法で見積もった金額を計上しています。主なものとしてはパンフレットやチラシなど撮影し、式典参加者への案内状や記念品、机や椅子などの会場備品、余興や振る舞いの経費などとなっています。詳しい内容については今後検討していきますとの答弁でございました。

また、委員から、竣工式の経費は起債の対象経費ですかとの質問に対して、起債の対象外で一般財源でございますという課長の答弁でございました。

委員から、経費を説明するようお願いするという言葉がありました。当初、予算説明課別資料25ページの紀勢自動車道地域振興施設整備事業の備品購入費 3,427万 4,000円について、バックアップオフィスなどはどのような防災用機器を考えていますかという委員の質問に対して、バックアップオフィスとしましては、三重大学の川口准教授と検討中であり、当初予算には計上しておりません。今後は検討していく中で、補正対応などが考えられます。ただ、椅子や机など当初予算には計上しています。

委員から、この地域振興施設は防災対策のためのバックアップオフィスを整備するということは、最初の目的として理解していますが、そうではなかったのですかの質疑に対して、課長から、平成21年ごろから長い経緯がありますが、この施設は高速道路が全線開通し、紀北町が通過点とならないように、街中へ誘客するために物産販売や飲食提供や情報発信を目的としたことが始まりだと思いますという課長の答弁でございました。

委員から、この施設は防災のための施設というのが第一目的と認識していますが、その点の確認をしてくださいという質疑に対して、課長から、当初は防災目的も含まれていますが、訂正させていただきますという訂正の答弁がありました。

また、委員から、備品購入費の中にバックアップオフィス用備品について、川口准教授と検討していくということですが、物販部分が先行しているように思います。防災面を先にやるべきではないでしょうかという委員の質問に対して、現時点では情報収集場所として机、椅子、ホワイトボードなどの最低限の備品を考えています。今後は川口准教授と検討していきたいと思いますという答弁でございました。

また、委員から、その程度でいいのですかと、データ機材は考えていないのですか、課

長のほうから答弁として、データサーバーなど置くとなると、相当経費を要します。危機管理課との調整が必要となりますが、まず必要最低限のものを考えています。また、備品は整備していくつもりです。備蓄品です。備蓄品は整備していくということでございます。

委員から、まずは事務的な備品を整備するということですねという質疑に対して、課長のほうから、先ほどバックアップオフィス等について、企画課補佐から説明させます。またバックアップオフィス備品につきましては、今後、危機管理課と相談しながら設備建設中に必要なものを備えていきたいと考えていますとの答弁でした。

ここで、玉津企画課長補佐からの答弁で、先ほど委員からご質問のありました備品購入費については、課長が説明したとおり、バックアップオフィス関連で、机、椅子、その他の災害対策本部の関係のものを考えていますが、それと別に工事請負費の中で非常用発電機の設備費用を見込んでいます。また、考え方としましては、地域振興施設全体としては床面積 900平方メートルのところに、役場全体の機能を持つてくるのは現実的ではなく、戸籍などのデータ等はもっと安全な場所にバックアップしていると聞いています。地域振興施設は国道42号線よりも安全とされている高速道路に設置されるということが大きな利点があり、施設の2階部分だけをバックアップオフィスとして利用するのではなく、地域振興施設全体をバックアップオフィスとして利用していきたいと考えていますと。具体的に自衛隊や緊急消防援助隊などの集結場所や非常用発電機などを設置し、情報発信機能に重きをおいた施設に考えていきたいと思えます。また、そのためにも紀北町の活性化に寄与すべく、かつ安全確保のために地域振興施設は必要と考えていますと補佐の答弁がありました。

また、委員から、地域振興施設はバックアップオフィスがメインだと認識しており、災害が発生したときにバックアップオフィスとしての役割は重要で、本来、一番初めに整備すべきで、ほかの物販や飲食部分の予算が大きくなってしまっている。バックアップオフィスの役目を果たすためには、そこに施設が必要になってくる。平成24年度の基本計画を策定しながら、予算を認めてもらって進めている事業で、説明をしながらでも理解を得られるまで、金額が大きくなってしまった。また、先走った話だが、第三セクターがいいのか、株式会社がいいのかという話をし出す。また、商工会と議論したひな型はどのようなスタイルがいいのか、検討したあとでないと、我々議会に出す話じゃないのですよ。それと町の物販を振興するためならPR費も必要です。収支だけではないから、いかにそこに経費をかけられるかが主眼になってくる。これだけ収支を考えるのではなく、全体

的に与える影響を考えながら、施設を継続的に考える必要がある。それと平成24年に策定した基本計画の金額が増額になっております。その説明をお願いします。当初シミュレーションの金額を教えてください。指定管理者制度をして190万円の年間利益が出るような試算だと思います。それで委託できる説明を受け、それを信頼して進めた事業です。いかがですかという質疑に対し、課長の答弁といたしまして、基本計画の総事業費は3億4,000万円程度です。今回の総事業費は4億2,400万円程度で、8,000万円ほど増額になっていますが、増額の理由として交流広場の新設による面積増加で、建築工事費が6,250万円程度増額しています。施設敷地は2%の傾斜があるため、傾斜による階段などの段差をなくし、バリアフリー化するために、交流広場を設けることになりましたという課長の答弁でございました。

委員から、工事が増えたのには諸々いろいろな要素があった。当然、水勾配があるのは当たり前の話、建築資材や人件費の高騰、人手不足の中で、不落に基づいている建築業界の現状です。ですから、少なくとも適切な金額の見積りが必要です。3,400万円の我々が思っているバックアップオフィスに対して、投資金額があったにもかかわらず、約1億円増えてきました。ですから、金額だけ見て内容はどうあれ、面積を増やすということであるけど、それまで必要なかどうか、バックアップオフィスとして役割を重要なので、そこを充実したあとどうするのかを考えるべきである。

国交省が整備するトイレの管理について、国交省と話していますかという委員の質問がありました。課長の答弁としまして、国交省から詳しい情報がないので、国交省が整備するトイレの管理については、国交省との話は進んでおりません。国交省の施設で、現在建設されているのは防災施設だけで、トイレの話はわからないのですか。トイレの数など要望していると思いますが、それもわからないのですかの質疑に対して、トイレの数は要望していますが、駐車場やトイレの確定的な話は一切聞いておりません。

委員から、防災のために地域への発信と課長補佐が言われましたが、なおさらもっと早く防災面を整備するべきかという質疑に対して、玉津企画課長補佐から、まず工事請負費の関係で、非常用発電機を設置し、検討委員会である川口准教授からのアドバイスで、衛星携帯電話を確保し、有事の際は第一報を入れることを第一義に考えております。

課長補佐から検討委員会と言われたが、その組織は全員協議会で何った設計に関する委員会のメンバーと同じですかということに対して、課長補佐は、若干違いますとのご答弁でございました。

本会議でもそのような話が出たので、その組織の説明をしてくださいとの委員から質疑があり、委員については、副町長、企画課長、危機管理課長、農林水産課長、商工観光課長、建設課長。行政以外では川口准教授と、福政恵子氏で構成されています。

また、委員から、委員会の正式名称を教えてくださいという質疑があり、正式名称は、紀北自動車道地域振興施設建築設計業務に係る検討委員会です。

委員から、委員の名簿の提出をお願いいたしますと、後ほど提出させていただきますという課長の答弁でございました。

委員から、確認ですが、先ほど課長補佐が言われた紀北自動車道地域振興施設建築設計業務に係る検討委員会という名称と資料の名称と同じですか。また、委員会の委員長は副町長ということによろしいですかという質疑に対して、名称は課長補佐が言った名称と同じで間違いありません。委員長は副町長で間違いありませんと答弁がございました。

また、委員会は委員会が設計に係わる委員会と言われましたが、物販をどうしようとか、生の魚を売ろうといった意見が交わされ、誰が活発な意見を出して、施設で生の魚を売ったら、一般の業者に影響が出る。ほかの方法がいいといった具体的な内容が検討委員会が出るというような発言が、議員からあったので、こういったことは設計に係る業務の範囲外なのか、範囲内と認めて検討委員会で検討されているか、教えてくださいという質疑に対して、委員がおっしゃったように、設計に関する委員会ですが、設計の中に物販等平面図面もあり、厨房施設や物販、飲食、交流広場などがあり、こういうものを置いたほうがいいという内容も設計の一部として検討に入っていますという課長の答弁でございました。

最終設計はできたのですかという委員の質問に、まだできていませんという課長の答弁でございました。

委員から、最終設計ができていないなら、設計如何によっては予算も変わってくるのではないですかという質疑に対して、課長の答弁といたしまして、若干変わってくる可能性も考えています。全体的な平面図は変わってこないと思います。

委員から、設計如何によって予算も多少変わってくるという答弁ですが、その点が一番気になるところです。以前から少しずつ予算が大きくなっている。もともと防災施設がメインであり、物販施設も兼ねてやっていくとなると、維持管理費のことが話題になってくると思いますが、その点がどのように見込んでいますかとの質疑に対して、運営団体が決まれば独立採算制で管理を行ってもらおう考えです。管理としましては清掃管理費など 300万円程度を委託料を考えてますとの課長の答弁でございました。

また、委員から、1階のフロア、2階のフロア含めて300万円ということですかという質疑に対して、課長の答弁で、そのように考えていますという答弁でございました。

また、委員から、メインがどうなるか違ってくると思いますが、その点いかがですか。課長の答弁としまして、300万円の根拠は近隣の施設の道の駅などを参考にし、商工会にも相談して、この金額に近いものと考えております。また、有事の際は物販コーナー、飲食コーナー、防災施設の一部として利用する考えでございます。

また、委員から、詳細設計ができていない。木材の調達も含め平成26年度中に間に合うことも、3月30日、道路が供用開始になる。トイレもできていない状態で、そんなに急ぐこともないと思います。繰り越しを踏まえてやっていける事業なのかという点で、どのように考えていますかの質疑に対して、以前は町長もお答えしたと思いますが、平成26年度中の完成を目指していますが、繰り越しをすると、補助金等の関係が難しくなってくるので、できる限り平成26年度で実施をしていきたいと考えています。また、材料についても議会終了後、早いうちに関係課で検討を始めたいと考えておりますという課長の答弁でございました。

また、委員から、木材調達には夏が過ぎて伐らないと虫が入る可能性があり、伐期を考慮する必要があります。構造材は集成材になるはずですから、その点も踏まえる必要がある。紀北町の特に海山、育林に非常に力を入れていた地域などで、尾鷲ヒノキ材のヒノキの良い材料を使っていることを基本に考えていく必要があります、相賀小学校に使ったヒノキは真っ白なヒノキだった。日本でも有数なヒノキの産地で、雨ざらしにするととんでもない使い方をしてもらおうと困る。工期だけに追われるのではなく、十分に注意をしていただきたいという質疑があり、課長の答弁としまして、委員の意見を踏まえて検討していきたいと思っておりますという答弁でございました。

また、委員から、第1次産業の中で林業は重要であり、林業を継続していくことは跡地に植栽をするような木しか使ってはいけないようなことも方向性で出すべきである。これが国土の保全にもつながっていく、町内以外の木を使わないようにしていただきたいという質疑に対して、可能な限り町内の木を利用したいと考えていますという課長の答弁でございました。

また、委員から、この施設のメインは防災施設となっておりますので、高速道路に行政の防災施設を建設することは全国的にも珍しいと思います。もっともっとPRしていただき、そのPRとともに情報発信として物産販売を兼ねて、今後スムーズに運営できるように、

もっと検討していただきたいと思いますという委員の質疑に対して、課長の答弁で、私の聞いたところでは国交省の用地に町の施設を建設するのは全国で初めてかも知れないと聞いています。また、情報発信は重要なので考えていますとの答弁でございました。

同じく、議案第33号の「税務課」関係の審議に入りました。

税務課長からは、追加説明がございませんでした。

質疑といたしまして、予算書13ページ、町たばこ税、昨年度と比較して 2,643万 9,000円が減額となっています。どのような理由で大幅な減額になったのか、原因を教えてくださいという質疑に対して、課長の答弁としまして、たばこ本数は前年度比の増減率を採用し、予算を積算しております。旧3級以外の品目が一番多く吸われているたばこですが、平成23年度から平成24年度にかけてマイナス 4.5%でした。また見込みですが、平成24年度から平成25年度にかけてかなり減っており、マイナスは14.7%と大幅に減少しております。そこで平成26年度当初予算としましては、この2年間の平均をとり、平成25年度の見込みのマイナス 9.6%を計上しておりますという答弁でございました。

委員から、たばこの消費が減った原因はどのように考えていますかの質疑に、課長の答弁としまして、要因としては健康増進の関係、たばこを吸われる方が減ることぐらいしか今のところ考えられません。たばこ税ということ、たばこを吸ってほしいというPRもありません。現在言われるように、たばこは町内で買いたいというPRをしていこうと思っておりますという答弁でございました。

委員から、予算書13ページの軽自動車税の今年度の 3,869万 2,000円が計上されており、前年度と比較して85万 3,000円増額しているのですか、4ナンバーと5ナンバーの台数の内容を教えてくださいという委員の質問に対して、課長から、各課の課別明細書の軽自動車の課税台数の内容表を入れさせてもらっておりますが、中身としましては、やはり貨物自動車から乗用車への乗り換えが多くなります。やはり燃費が良いということで、普通車から軽自動車を求める方が多くなったことが1つの要因と思われまうという課長の答弁でございました。

また、委員から、台数を拾ったら単価を掛けるという積算をしているのですか。課長の答弁としましては、台数に税率を掛け、徴収率95%で積算しておりますという答弁でございました。

また、委員から、軽自動車税が値上がりすると聞いていますが、その辺も見込んでいますかということでありましたが、課長の答弁としては、今回の改正では平成26年度は上が

りません。現行の税率でいきますという答弁でございました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

大変丁寧なご報告で、大変よくわかるんですが、まだね、最初の委員長報告で、これ多分、午前中いっぱいかかっていくんじゃないかと思います。少し要点というか、重要部分のご報告に、ちょっと整理していただくようお願いしてもらえませんか。

中本衛議長

北村博司君の議事進行でございましたが、委員長報告は委員長に一任されておりますので、私のほうから取り立ててこうしてくださいという、そういうことは申し上げませんので、委員長にお任せしますので、よろしくご了承ください。

どうぞ、続けてください。

瀧本攻総務財政常任委員長

それでは、平成26年度の議案第33号の「危機管理課」部分、執行部のほうは危機管理課長から、101ページの消防操法大会出場事業費を新たに計上していますと、また102ページの地震・津波災害避難路等整備事業は、昨年度と比較して1,523万5,000円の減となっています。

委員から、町長は防災対策は第1ステージが完了し、第2ステージとして避難タワーの整備に係る旨の説明がありました。災害対策の海拔表示業務や避難路整備工事がある。このあたりは第1ステージだと思われるが、まだ海拔表示や避難路整備が必要な箇所もあるのではないんですかとの質疑に対して、第1ステージは終わって、第2ステージにかかるという意味ではなく、第1ステージとされる避難整備事業についても引き続き必要な箇所は整備を行い、並行して第2ステージに入るという意味です。海拔表示については平成24年度に整備を行った、その整備後の避難路等や地区からの新たな要望箇所に対応するという課長の答弁でございました。

海拔の表示はどこに委託するのですかという委員の質問に対して、平成24年時は嘱託職員を雇っていましたが、今回は数も少ないので雇用せず業者に発注し、測量表示の看板を取り付けて施行したいと考えていますとの答弁でございました。

また、委員から、予算書102ページの自主防災組織対策事業で、自主防災会への補助

460万円は1団体当たり10万円ということですか、また自主防災用のかけモックの購入も自主防の46団体の各1個分ということですかという質疑に対して、かけモックについては避難困難者を助けるための商品を紹介する啓発の意味も込めて、各団体に1個ずつ配布をさせていただきます。自主防災会活動の補助金は3年間の補助で3年目になります。本年も1団体当たり10万円を限度に補助を行います。

また、委員から、補助金について本年度の補助最終年になるということですが、今後も補助をこのような各団体一律でなく、人口等によって勘案して。かけモックについては、町内のNPOで製作しているが、購入先はNPOということですかという質疑に対して、補助金については今の形の補助はこの平成26年度で終了しますので、終了後、もし形を変えて補助ができるようであれば、議員がご指摘しました人口等も勘案して、かけモックについては、指摘のとおり町内のNPO団体が製作しています。そのあたりを視野に入れて予算計上させてもらってます。

また、委員から、かけモックの購入先はまだ決定していないのですかの質疑に対して、現時点では決定していませんが、町内の製作である団体と考えていますとの答弁でございました。

町内で頑張っている団体があれば、できれば町内で購入するようお願いしますという要望がありました。委員から。

また、委員から、102ページの水防費、河川海岸水防対策費の樋門管理委託料で、これはどこに管理委託していますかと、災害対策費、防災推進事業の紀北町地域防災計画の改定委託料も計上していますが、従来どおり職員での改定を行うのではなく、業者に委託するということですか。自主防関連で自主防災区長が兼務している地区もある。自主防災会長はある程度長く務めてもらったほうがいいと思う。危機管理課としてはどのように考えておりますかと、地震・津波災害避難路等整備事業の避難タワーについてですが、施政方針では避難ビル等の表現だったと思いますが、そのあたりの説明をお願いしますという質疑があり、河川海岸水防対策事業の樋門管理委託については、消防団に開閉点検を委託しております。

地域防災計画については、三重県の地域防災計画にある平成25年度中に抜本的な見直しができることにより、それに合わせて大きな改定が必要になり、南海トラフ巨大地震特別措置法に係る事項も盛り込む必要があるため、職員による改定作業が難しいと考え、業者に委託したいと思います。自主防災会の件についても、長くやっていただいたほうが会の

活動も活発になるような傾向もありますので、危機管理課としても自主防災会長と自治会長と兼務ということではなく、長く務めていただきたいと考えております。このあたりは自治会と自主防の判断に委ねている現状です。避難タワーについては、町長は避難ビル等と表現はしていますが、避難ビル等については、避難タワーや避難ビルも含んでおり、中州に計画しておるのは鉄骨による避難タワーですとの答弁でございました。

また、委員から、樋門管理については巨大地震発生時に、危険場所は消防団が開閉を行わないのかという質疑に対して、これは三重県と紀北町の樋門管理に係る契約に基づいて、ご指摘により危険が差し迫っている状況では閉めないことになってます。消防団もその方向です。

危険なときに閉めないことは消防団は理解しておりますが、地域住民に伝わっていないと思います。現状では消防団が閉めてくれると安心している方もいるので、周知徹底をお願いしますという委員の指摘に対して、国等からのマスコミ等を通じて周知を行っておりますが、町から地域住民への周知が十分でないと思いますので、周知の方法等については検討したいと思っておりますとの答弁でございました。

地域防災計画については南海トラフ特別措置法の指定地域が決まったと新聞で見たが、紀北町はどうなるかという質疑に対して、正式な通知は受けておりませんが、推進地域あるいは強化推進地域になるのではないかと伺っておりますという答弁でございました。

委員から、指定を受ければ各種補助率のアップ等があるのかという質疑に対して、まず地域防災計画の中で基本的な事業を盛り込み、それに基づき緊急事業計画を策定する必要があります。その計画にのり、国のメニューに沿ったものが3分の2の補助金が受けられることになりますという答弁でございました。

委員から、海山区本地に計画している避難タワーは3分の2の補助の対象になるのかという質疑に対して、現時点では、まだ詳細がわかっておりませんので、3分の2の対象になるとは聞いておりません。建設する建物が避難に特化したものが対象となるのか、複合的な公共施設を避難場所として指定の場合でも対象になるのか、現時点ではわからない状態ですとの答弁でございました。

委員から、自主防の会長について、災害弱者の把握の面からも自治会長と別に自主防の会長を置いて、長く務めてもらったほうが良いと行政に働きかけてもらいたい。避難タワーについてですが、規模の問題があると思いますが、スロープ、避難弱者、避難しやすい方法を検討していただきたい。課長の答弁としましては、自主防災会の件は、避難タワー

の件とともに検討させていただきたいと思います。

また、101ページの消防操法大会の出場の件ですが、実施日や出場者は決まっているかどうかの質問に対して、実施日は7月13日の日曜日、海山方面隊の第2分団が出場の予定です。

また、委員から、成績優秀の場合は全国大会に出場ということになりますかという質疑に対して、今回は全国大会は出場しない年になってますという答弁でございました。

また、101ページの消防出初式の事業に対して、海山区は多目的広場、長島区は赤羽公園で行っていますが、前は西小のグラウンドで実施しました。これは地区の要望等で変更したのですかという質疑に対して、出初式の開催は東長島スポーツ公園で固定して実施の予定でしたんですけども、同公園に車両を入れることが困難な状況にあり、今回は西小学校で行いました。来年は東長島スポーツ公園が使えるのであれば使用したいと考えていますが、使用できない場合は紀伊長島区、海山区交互に開催を検討する必要があると思います。

また、委員から、長島区と海山区交互に決まっていたのではないですかという質疑に対して、庁舎移転に合わせて東長島スポーツ公園で固定して開催とのことだと思いますが、消防団等に確認をさせていただきますという答弁で、あとで課長は両町交互にやるという答弁でございました。

また、スポーツ公園が出初式に使用できないとなると、庁舎特別委員会の中で庁舎全体の用地の中で、災害時の活用の議論もあって、用地購入に踏み切った経緯等を考えるといかがかという質疑に対して、課長のほうから、ご指摘の経緯を踏まえて、生涯学習課と十分協議したいと思いますとの答弁でございました。

消防操法大会についても、新規事業の説明があったが、以前も出場したことがあります、予算計上の方法はなかったかと思います。地震津波災害避難路等整備事業、タワー建設については、中州地区のおそらく公園を候補地していくのだと思いますが、タワーの建設の場合、都市計画区域内の公園として機能は保てるのですか。またタワーの建設については呼崎地区からの要望があったと思います。中州地区からの要望があったのですか。また海山区では複合的な施設ということだが、詳しく説明されたい。課長のほうから、消防の操法大会については、以前にも出場し、予算も計上していましたが、昨年度は出場してなく、予算は計上していない。新規事業という表現をしましたが、本年度の予算については、前回の22年度に実施したときよりもポンプの購入費を見込んでおり、備品購入費が増額になっていますとの答弁です。また避難タワーについてですが、設計の段階ですが、

建物面積が 150平方メートル、候補地のある公園の面積は 783平米、建物が 150平米、面積が 783平米で、建設後も公園の機能を失うことはありませんが、場合によっては別の用地を確保して、公園の一部を移転することも検討している。

要望については呼崎地区からもありますが、町長が中州へ建設の計画を示したあと、地区からも是非建設されたいという要望が出ています。中州を選定したことについては、要望ということではなく、当地域の避難場所までの距離があり、より危険であると判断したので、避難ビルについては平成28年度完成を目指して取り組んでいます、どのようなビル、行政目的の施設になるか等、現時点ではお話をできる段階ではありません。本地については人口規模が大きく、それに見合った施設が必要ということで、さまざまな観点から検討する必要がある中で、中州地区につきましては2カ年事業で、本地地区につきましては3カ年の事業という形をとらせていただいております。

以上で、議案第33号の本委員会に付託された議案は全部終了いたしまして、質疑を終了し、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、当委員会の関係部分については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

どうもありがとうございました。長々とすみませんでした。

それから、議長の許可を得ましてですね、12月の定例会で北村議員から指摘のあった旧庁舎の、いわゆる土地の問題についてですね、管財で調べてもらいまして、それで委員会も開きまして決定しておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。疑問な点がありましたら、またお答えいたしますので、よろしくお願いをいたします。以上で終わります。どうもありがとうございました。

中本衛議長

ここで、暫時休憩をします。

休憩は11時45分まで。

(午前 11時 36分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中本衛議長

次に、教育民生常任委員長 奥村仁君。

奥村仁教育民生常任委員長

皆さん、おはようございます。昼ですけど。

平成26年3月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る3月12日、午前9時30分から委員会室におきまして、委員全員の出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例のほか、条例改正議案3件と、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）ほか、特別会計補正予算4件、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算ほか、特別会計予算4件、請願案件1件の、以上12件の審査です。

それでは、審査した議案順に経過と結果について報告いたします。

最初に、議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑として、今回、改正しようとなった経緯についてと、窓口負担の軽減についてがありました。今回、改正しようとなった経緯についての質疑に、答弁として、段階的に引き上げていきたいという中で予算と兼ね合いもあり、中学生の入院費を平成25年の9月から実施してきましたが、次のステップとして、平成26年9月から、中学生の通院と18歳年度末までの子どもの入院までに拡大しようということになりましたとの答弁でした。

窓口負担の軽減については、窓口負担のない市町はなかったか、障がいを持っている児童に対してはできないのかとの質疑に、窓口で一部負担金を支払ってもらい、あとから口座振り込みにより給付するシステムになっています。今回は子ども医療費の改正です。三重県では窓口負担のない市町はありません。国のペナルティがある以上、難しい状態ですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになし、採決に入り、全

員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

語学指導を行う外国人青年の任用方法について、文部科学省等が関係する団体から紹介され任用しているのか、町内に在住している英語と日本語が堪能な外国青年の任用はできないのかとの質疑に、語学指導を行う外国青年招致事業は、外務省等や文部科学省及び財団法人自治体国際化協会（クレア）が行い、財団法人自治体国際化協会の紹介で、外国指導助手の資格要件は、日本について関心があり、来日後も進んで日本に対する理解を深める意思があること、大学の学士号取得者、または学士号を取得見込みであることなどとされています。指導助手を要望する際には、日本語ができるだけ堪能である方を要望していますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになし、採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第16号 紀北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

社会教育委員の人数と職務内容について質疑がありました。社会教育委員は設置条例で8人と規定されています。委員の職務は社会教育に関する諸計画の立案、総合計画なども含みます。教育委員からの諮問に対する意見具申、そのために必要な調査研究、社会教育団体等の活動を円滑にするなどです。具体的な活動は年度当初に生涯学習課の事業や予算を説明し、それに対して意見をいただいたり、社会教育関係の大会や行事に参加していただいています。成人式なども参加していただきますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）の当常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、「住民課」所管分について、質疑はありませんでした。

以上で、住民課所管分の質疑は終了しました。

次に、「福祉保健課」所管分について行いました。

質疑の中で、障害者補装具給付事業 121万 4,000円の内容についてと、児童措置費 1,294万 1,000円の減について、老人ホームの関係についての質疑があり、障害者補装具給

付事業 121万 4,000円の内容については、当初予定と減額の理由、今後、当初予算への反映について答弁を求めました。増額部分ですが、24年度の事業実績による返還金ということで、事業実績として上げていました補装具の部分について、県と国の補助金をもらい過ぎていたということで、返還金 121万 4,000円が発生いたしました。24年度の実績については、この会場に持ってきていませんとの答弁でしたので、実績資料の後日配付を求めました。

次に、児童措置費 1,294万 1,000円の減について、支給の精算見込みなのかとの質疑に、当初予算は前年度並みということで、予算を計上させていただきました。ただ、見込みとして子どもの人口減がありますので、その関係で減ったと思われましてとの答弁でした。

次に、老人ホームの関係について質疑がありました。人件費が減っている理由について、定員数を確保しないと入所者も困る。残っている職員も勤務体制に支障が出るのではないかと、免許や資格を持った職歴の職員でやれているのかとの答弁を求めました。答弁では、介護休暇中は給料は支給がストップになり、その期間の分が減額されたということです。職員数は規定の基準は保っていますが、以前のような募集をしてもなかなか集まりません。管内に新たに老人福祉施設ができましたので、その関係で雇用の需要があるのも原因だと思います。26年度当初の予算では嘱託職員の方は賃金は一律ですが、経験すれば2年目からは月額 2,000円手当を支給するとか、資格を取れば資格手当を出すような規程で、26年度は運用させていただきたいと思っておりますとの答弁でした。

以上で、福祉保健課所管分の質疑は終了しました。

次に、「環境管理課」所管分についてですが、質疑はありませんでした。

次に、「学校教育課」所管分は、奨学金貸与事業についての質疑があり、質疑の内容は予算計上額の半分にあたる 326万 4,000円を減額しているが、今までの状況も踏まえ理由の説明を求めました。また、対象となる進学先について専門学校は対象となるのか。また、どのような専門学校があり、その種類によって区別され、奨学金が認められないケースがあるのか。また、過去にあったかとの質疑に、以前は10名以上の新規の奨学生がいたので、予算額もそれに合わせた大学等は15名、高等学校は5名で予算計上しています。今年度の奨学生は大学等が4名、高等学校が1名でしたので、それに伴い減額しています。奨学金貸与事業は学校教育法に基づく高等学校、短期大学、大学、専門学校などに在学する方を対象としていますので、専門学校等は対象になります。これまで専門学校に進学し、応募をした方で認められなかった方はおりませんとの答弁でした。

以上で、学校教育課所管分の質疑は終了しました。

次に、「生涯学習課」所管分は、体育施設費、海山グラウンド整備費について質疑があり、質疑の内容は500万円の精算見込みとのことだが、予算から見ると結構減額されている。当初予算の審査の際にも多く意見があったが、現場の声を聴き取りして変更したというのはいかななものか、今後は現場の声を聴き取ったうえで、それらを反映した予算要求をするようにしなければならないのではとの質疑に、当初の計画では男女のトイレとそれに伴う浄化槽を計画していましたが、工事の施行にあたりグラウンド利用者から聴き取りをした結果、現在2棟あるトイレのうち古いトイレを解体して女子トイレを建築することになりました。これにより浄化槽の設置も不要になりました。海山グラウンドは現在、新旧2棟のトイレがあり、古いトイレは小便器、3基、和式の大便秘器、3基で男女共用、簡易水洗でありあまり使用がありませんでしたので、それを取り壊します。そして新たに洋式3基を備えた女子トイレを新設し、既存のトイレは利用者のほとんどが男性であるので、男子トイレとして使用することにしました。今後の予算要求はそのようにいたしますとの答弁でした。

以上で、生涯学習課所管分の質疑は終了しました。

以上で、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）に関する教育民生常任委員会所管関係の質疑はすべて終了しました。討論に入り、討論はございませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成、よって本案の本委員会所管部分は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

中本衛議長

ここで、昼食のため休憩とさせていただきます。

(午後 0時 01分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

中本衛議長

教育民生常任委員長 奥村仁君。

奥村仁教育民生常任委員長

それでは、次に、議案第30号 紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑は、基金残高について、高齢者医療制度円滑運営費補助金についての質疑があり、基金残高については、現在の残高、インフルエンザ等の流行により使わなければならないときはあったのかとの質疑に、平成25年度3月末残高見込額は1億 1,781万 3,000円です。インフルエンザは毎年流行していますが、そのために基金を使ったことはありませんとの答弁でした。

高齢者医療制度円滑運営費補助金につきましては、70歳から74歳の2割から1割の凍結措置について説明を求めました。また、高齢受給者証の印字について、大きく2割と印字され、1割の字が小さくわかりにくいのが、方法はなかったのかとの質疑に、高齢者医療制度円滑運営事業については、70歳から74歳までの方の自己負担割合は本来2割となっていますが、平成26年3月31日までは1割とする凍結措置がとられています。高齢受給者証のサイクルが8月から7月になっていますが、凍結措置が平成26年3月までとなっていますので、4月から7月までの高齢受給者証の再交付事業に対する補助金です。4月2日以降、新しく70歳になられる方は2割になり、4月1日までに70歳になられている方は引き続き特例で1割となります。更新は8月の1回となるので、この事業は今年で最後になります。1割の方の高齢者証は本来は2割ですので、2割を大きく書いて特例により1割となっていますので、括弧で平成26年3月31日までは1割と表示しています。高齢受給者証は医療機関で確認して、1割の方、3割の方と判断してもらっていますが、医療機関からはわかりにくいといった情報はありませので、この表示でさせてもらっています。本則は2割ですので、2割を大きく書いて特例を小さく書いて表示していますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第31号 紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の審査を行いま

した。

後期高齢者医療制度についての質疑があり、質疑の内容は75歳以上だけで、この医療費を賄うのは大変。今後負担が大きくなるのではないか。今後の見通しについてどう考えているのか。国のほうはどのような方向性か。

また、現在の所得割と均等割の計算式を説明くださいとの質疑に、個人負担金については計算式により所得の高い方は高くなると思います。国保から移行した場合は、国保では所得割、資産割、均等割で計算していますので、資産が多い方は後期高齢では所得割と均等割だけになります。もちろん所得の高い方は高くなりますが、収入に応じて算定しているので、この計算方法で良いと思っています。計算式の均等割額は3万9,120円プラス所得割金額は、総所得金額から33万円差し引いた額に7.55%を掛けた額で、年間保険料が決まります。また、本年度の限度額が年間55万円となっています。最低金額は年間3,192円でございますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

次に、採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第32号 紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行いました。

質疑で、介護保険の見直しについて、その後進んでいるのかとの質疑に、介護保険に関しましては広域連合のほうで進めております。特に国からは出ていないですが、広域連合のほうでは2月に全員協議会をされて、その中で概要を説明されていると聞いておりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論はございませんでした。

次に、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算の当常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、「住民課」所管分について、質疑はございませんでした。

次に、「福祉保健課」所管分については、本会議でも議員から質疑があった臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の概要について資料を配付し、追加して説明していただきました。

質疑に入り、老人ホームの運営について、ノロウイルス発生があった件のその後の対応はどうなっているのかの質疑に、牧野寮長よりノロウイルスについては1月7日に発症し、15日ぐらいに治癒、治まったということで、そのときの人数は最終的に養護入所者が15名、特養入所者が17名、計32名、職員が14名でありました。2月4日に回生病院の院長が回診で老人ホームに来たときに、ノロウイルスの終息宣言はいつごろですかと尋ねたところ、2月6日ぐらいに症状が出なかったら良いんじゃないですかということをお願いして、2月6日に対策委員会を開きまして、終息宣言を全職員に伝えました。その後、全職員に今回のノロウイルスについての感染症のことについてのアンケートを取りまして、その結果を踏まえて、今後のマニュアルづくり、感染症の対応に反映していきたいと思いついて、今まとめて作業をしている状態ですとの答弁でした。

また、志子保育所、赤羽保育所の管理について質疑があり、質疑の内容は、赤羽保育所管理事業は保育料の4万円だけですが、どのように管理しているのか、月に1回でも風を通すなどしたほうが良いと思うが、日常の管理はどんな管理か。また教育委員会でこの間から始めている適正配置の中に幼稚園が含まれているので、当然、保育園にも関係してきます。保育園の担当課として検討に入っているか、また適正配置検討委員会には福祉保健課は誰か入っているのかとの質疑に、赤羽保育所は福祉保健課で年3回ほど草刈りをしています。建物は昭和61年ぐらいの建築で、耐用年数はまだ残っていますが、平成21年から休園してしまっていて、建物は老朽化しています。教育委員会との適正配置の中での協議は、まだそこまですべて至っていません。4名ということで26年度は志子の区の方や保護者の方と一度話し合いの場を持ちたいと思っています。国の施策で平成27年度から、新しい子ども・子育て支援制度をスタートする予定です。その中で、これまでもありましたが、認定こども園が幼稚園、保育所が別々の制度で運用されていたんですが、同じ制度の中で同じ予算の中でやっていこうと構想をしています。ただ、新しい制度、法律はできたんですが、施行はまだできて、省令なども出ていません。その中で保育園経営者の方、幼稚園もそうなんですけれども、どのような基準や措置費で手当されるのか、そういうことを今、見極めているという段階だと思いますとの答弁でした。

また、志子保育所管理運営事業について質問があり、質問の内容は定員30名のところ入所者予定4名、今現在何名か、志子に赤羽から何人ぐらい来ているのか、志子も人数が減ってきているので、将来どうするかという話し合いがあるのかどうか、赤羽保育園の休園時にどのような議論があったのか、総合的に小学校に上がるまでのことを考え、無駄な建

物を建てなくていいように、幼稚園の管轄とも話をして考えていくべきではないのかとの質疑に、志子保育所は、現在8名通園しています。そのうち1名が中桐から通っています。来年度の見込みとして志子保育園は4名の予定です。今後の見通しについては26年度地元の方、保護者の方とご相談させていただきたいと思っています。赤羽保育園は平成21年から休園ですが、休園の前に赤羽地区の方、保護者の方と福祉保健課と話し合いの場を持ちまして、次の年に5名以下なら休園になることを提案させていただいて、数が減った段階で地元の方も了解されて休園となったと伺っています。今後のことは0歳から5歳までの人口も見させていただいて、データも参考にして地元の方、保護者の方に提示したいと思っていますとの答弁でした。

また、関連として民間保育園を選択する理由について、ひらがなや英語の教育内容など、公立との違いをどのように把握しているか。また町全体の人数は何人ですかとの質疑に、その点についてはこれまで確認していますが、志子保育所と長島幼稚園の5歳児の教育内容について、たまたま志子保育所の前の園長で長島保育園にも見えた方に聞いたことがあります。5歳児の教育内容については変わりませんと、保育所も幼稚園も同じ教育内容ですと伺っています。赤羽地区の資料は今持っていないのですが、紀北町全体で保育園に通っている子が370名ほどいますとの答弁でした。

また、紀北広域連合運営事業について、1億5,763万9,000円の施設整備事業費、紀北作業所のことですが、これは広域の事業の予算を出しているのですが、どういうふうに事業を整備していくのか、概要を説明してくださいとの質疑に、紀北広域連合運営事業5億5,039万7,000円の中に紀北作業所の増改修工事の1億5,763万9,000円が入っております。この内訳は紀北作業所のJR側に既存の職員室や厨房の部屋がありますが、そこの一部を壊すことと、南側に作業棟があるんですが、そこの改修工事、それから新しく東側のほうに新棟を増築いたします。その既存棟の撤去工事、これは268.81平米です。既存の作業棟の改修工事486.44平米です。それから新棟は2階建て910平米です。これらの増改修工事の分担金です。新棟につきましては1階部分が718平米、2階部分が192平米、合計で910平米なんですけれども、1階部分には作業室を3部屋、食堂や厨房などでありまして、2階部分は会議室、その会議室は避難スペースにもなることになっています。新棟は木造2階建て、費用の内訳は建設工事、電気設備、機械設備、諸経費を入れまして3億226万3,000円です。それから備品は新しいものを購入する関係で700万円、そういうのを含めまして、総額で3億1,527万8,000円です。尾鷲市と折半2分の1ずつ出し合うということ

で1億5,763万9,000円となります。この整備計画ですが、紀北作業所は昭和57年4月に30人という人数でスタートしています。これまで増築も行って定員40人で運営してきましたが、管内のくろしお学園の卒業生や支援学級の卒業生の方の受け入れ施設がいっぱいになってきました。卒業する方がお見えにならない事情もあり、それに対応する必要から、まず紀北作業所を40名定員から50名定員に増員しようと、そういうことで具体的に26年度は建築費を計上しましたとの答弁でした。

また、じん臓機能障害者通院交通費補助事業について質疑があり、質疑の内容は226万8,000円の予算は補正で13万円減となっていたので、去年度と比べてどのような予算計上になっていますか、また、じん臓機能障害者の方は現在何人いますか、また必要な費用に対する補助率はどれほどですか、生活困窮者の方でじん臓機能障害を持って通院している方の生活権、生存権についての補助が非常に重要となってくるが、どのように把握していますかとの質疑に、昨年度よりも減額いたしました。利用者の方でお亡くなりになった方もお見えですので、そういう関係で減額になっています。生活困窮者の方、生活保護の方で5名、生活保護は身障の制度で医療費のほうで出させていただいています。本当に生活ができないというのであれば、保護の申請もやむを得ないかなと思いますとの答弁でした。

また、配食サービス事業について948万5,000円の予算ですが、傾向としてはどうかとの質疑に、去年度より若干減っています。この制度は見守りも兼ねて良い制度ですので、民生委員協議会の定例会や包括支援センターなど、いろいろ依頼はしているんですけども、伸び悩む理由というのをいろいろ探してみたんですが、その中でデイサービスの事業所さんで、介護保険とは別にオプションで晩御飯を提供しているところがあります。それから最近はスーパーで寿司や惣菜、弁当などがいろいろ売っています。介護保険制度の在宅サービスなどが充実してきたところが大きな要因と考えていますとの答弁でした。

また、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について、子育て世帯臨時特例給付金について、夫婦で960万円以上の方は所得制限されるとの理解でよいかとの確認と、ともに該当する場合、制限がかかってしまう場合、課税世帯でも給付される場合など、整理してくださいとの質疑に、収入で960万円だったら所得制限がかかって月5,000円の児童手当となるのですが、そういう方には支給されないということです。それから両方該当する方は臨時福祉給付金の受給になります。子育て支援世帯支援の関係で、子育て世帯臨時特例給付金は課税世帯であっても所得制限がかからなければもらえますが、臨時福祉給付金のほうは非課税であつたら受給できるということです。非課税世帯の方はご本人のほ

か、配偶者やお子さんがお見えになる方には、臨時福祉給付金を受けていただくということです。臨時福祉給付金はあくまでも低所得者の方を対象にした制度でございます。そういう制度だけでは子育て世帯には配布されないのかということもありましたので、課税されていても救済する意味で子育て世帯臨時特例給付金というのが創設されています。その中で一部の方、先ほどの960万円以上の方には支給されないということですとの答弁でした。

また、避難行動支援者名簿作成事業について質疑があり、質疑の内容は、予算としては200万円となっているが、名簿作成にそれほどかかるのか。作成対象の高齢者とは何歳以上なのか。子どもと同居している場合など、線引きはどう考えているのか。また、この名簿の活用について実際の災害のとき具体的にはどのように活用するのか。自治会や自主防災会、危機管理課などどのように連携して要援護者をどのように助けるのかという計画を立てないといけない。個人情報取り扱いも含め名簿作成から活用方法についての進め方など、どこで名簿を作成し、どの段階で本人の同意を得て、どのような状況で活用できるのか。また、国の予算なのか答弁を求めました。

質疑に対する答弁として、避難行動要支援者名簿作成事業ですが、昨年、災害対策基本法が改正されて、避難行動要支援者の名簿を作成しなさいと市町村が義務づけられました。これまで平成24年度に要支援者台帳システムをつくっています。このシステムには約800名弱の方が登録していますが、そのシステムを改修させていただいて、それに避難行動要支援者の名簿も入れたいと思っています。セキュリティに関しましては、この台帳システムは住民基本台帳の業務を請け負っている日立が行っていますので、その辺は安心かと思えます。今までの要援護者台帳はご自分で希望されて了解された方に名簿登録していただいていたのですが、今回はそうでなく、国から避難行動が必要な方を把握しなさいと、その項目で身体障害者手帳お持ちの方、要介護認定の方、一人暮らしの方、高齢者、その他を入れまして、約5,000名ぐらいになるんですけれども、そういう各項目のデータを新しいシステムに入力するための費用です。どうしてもこれまでの既設のシステムとは違うところがありますので、その費用をお願いするものです。

個人情報の話もさせていただきましたが、今回の法改正で本人の同意が得られれば、災害発生に備えて消防、警察、民生委員、社協、自主防災組織などの関係機関に名簿を提供することができるという法律でございます。あくまでも本人の同意を得ることが大前提でございます。名簿作成は福祉課でつくるとのことです。

法律では消防、警察、民生委員、社協、自主防災組織、その他関係者となっています。その他関係者というのは町の判断だと思います。要するに自主防災会とか自治会とか、地域で公的な役割を果たしているところを言うことになると思います。それから災害発生時における名簿情報の提供に関しましては、市町村長は避難支援等関係者、その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。自主防災会や消防、警察などには災害発生時には名簿情報を提供することができる、この場合には本人の同意を得ることを要しないと、緊急時には速やかに公的な機関には提供することができる、そういう法律でございます。

まず、名簿作成づくりに取り組んでいくということですが、その後の活用方法については、関係各課と対応を協議していきたいと思っています。予算については町の予算ですとの答弁でした。

また、地域少子化対策強化事業について質疑があり、質疑の内容は、具体的にはどのようなことをされるのか、財源は県の補助金ですかとの質疑に、地域少子化対策強化事業ですが、県の10割補助です。この制度に関しましては県から説明に来られまして、こういうのがあるから是非活用してほしいと、ただ、この補助金は現物を供給するとか、現金を給付することには使えない。イベントには使えないと、その代わり長い制度で継続してやってほしいということで、私のほうでいろいろ担当とも相談させていただいて、少子化が進む紀北町において、結婚、妊娠、出産、子育て、そういうような情報をそれに特化したポータルサイトを開設するというので、そこで情報を提供して、ポータルサイトを見ていただいたら大体結婚、妊娠、出産、子育ての情報がわかると、そういうものを開発するものです。

それで今、とにかく10代、20代の方はパソコンやスマートフォン、タブレットなどで情報をどんどん調べる時代です。そういうところに紀北町独自のポータルサイトを入れさせていただきたいと、そのシステム開発にかかる費用です。

ポータルサイトを開いていただいて、メニューの画面が出て、例えば結婚というメニューを開いていただくと、私どもで婚活の活動までしませんが、近隣であるイベント情報、去年も釣り婚があつて、非常に評判が良かったそうですが、そういった情報を入れさせてもらうとか、それからスポーツサークルとか文化サークル、そういうサークル情報、出会いのあるような情報を入れて、結婚は結婚、妊娠出産は妊娠出産、子育ては子育てとメニューごとに分けて、その中で町の施策、県の施策だとか、例えば妊娠された方でしたら、妊娠から出産までの手続きはどうしたらいいとか、産婦人科の情報や育児休暇の情報な

どを入れてやっていきたい。

なおかつ、それにはリンクも貼らせていただいて、情報を総合的に見ていただくもので、若い世代をターゲットにした先駆的なシステムを考えています。国のほうも子ども子育てに関しては、これから力を入れていくということで、消費税で得た財源を入れていきたいと、それから給付や子育ての事業にどんどん出てくると思います。また、町といたしましても、例えば予防接種で任意のロタなどの、そういうところへの助成もしています。町もそんなに大きい予算は設けていませんが、毎年手厚くしていますとの答弁でした。

以上で、福祉保健課所管分の質疑は終了しました。

次に、「環境管理課」所管分について質疑を行いました。

質疑の内容としては、墓地管理事業について、工事負担金の200万円はどのような工事で、どの辺りにどんな規模でつくられるのか、また浄化槽を設置するのかという質疑に対し、長島墓地のトイレ改修費になります。現在のトイレは汲み取り式で大便器が1つあるだけです。今回の改修により5人槽の水洗トイレで、大便器1、小便器1、手洗い1の簡易水洗型を予定しています。現在あるトイレと既設焼却炉を撤去し、その場所に設置します。5人槽の浄化槽を設置するトイレになりますとの答弁でした。

また、塵芥処理費の資源ごみリサイクル促進事業について質疑があり、内容としては資源ごみステーション設置事業150万円の計上について、予定箇所数と設置場所が決まっているのかという質疑に対し、答弁ではごみステーションの倉庫は5箇所を予定しています。場所につきましては決定しておりませんとの答弁でした。

また、旅館建築審議会委員報酬について質疑があり、審議会の開催状況、審議会の委員について質疑がありました。旅館建築の規制に関する条例について、旅館業法の許認可権、指定区域の違法性、条例が出てからの届け出、審議の有無について質疑がありました。答弁といたしましては、建築主から同意を求められたときに審議会を開くことになっていますが、該当する案件がないので審議会は開いていません。委員については連合自治会長2名、婦人会長1名、社会福祉協議会長1名、青少年育成連絡協議会長1名です。

また、それに対し、指定地域は設定しているのですか、全地域を設定すると違法になるのではないかと思いましたがという質疑に対し、紀北町旅館建築の指定に関する条例の中で、紀北町全域と記載されています。条例第2条において、旅館業法第2条第2項、第3項及び第4項に規定するものを目的とする建造物を建築しようとする者は、あらかじめ町長の同意を得なければならないとなっています。

また、この条例ができてから何10年にもなるわけですが、届け出はありますか、審議は行っていますかとの質疑に対し、課長の答弁は、私が環境管理課に来てからは一度もありませんという答弁でした。また、内容につきまして再度確認を行いますとの答弁でした。

続きまして、廃油を回収し、トラックの燃料に使用していたが、現在はどうしているかという質疑に対し、廃油の回収はしていますが、燃料にせず業者に引き取ってもらっていますとの答弁でした。

また、紀伊長島不燃物処理場に設置のストックヤードの移転はいつになるのかという質疑に対し、紀伊長島不燃物処理場に仮設で設置してあるストックヤードの件ですが、この4月1日から紀伊長島リサイクルセンターの横に建設している新しい施設に移動する計画ですとの答弁でした。

また、し尿処理事業について質疑があり、質疑の内容としましては、現在の処理能力と耐用年数、処理量の増減について質疑がありました。質疑の答弁といたしまして、クリーンセンターは平成6年にできてから約20年経過しています。定期的に機械等の検査をして修理を行っています。

また、年に数回の環境調査を行い、地元区民の方には説明しており、公害防止協定に基づいて運営していますとの答弁でした。

以上で、環境管理課所管分の質疑は終了しました。

次に、「学校教育課」所管分について質疑を行いました。

質疑の内容は、教育関係訴訟事業について190万1,000円を予算計上しているが、今までの訴訟費用はどれくらいか、資料提供を求めました。その質疑に対し、課長のほうからは本会議において質疑があり、資料をつくっていますので配付いたしますとのことで、資料配付を受け確認をいたしました。

その資料の内容に対し、平成24年、平成25年度合わせて64万5,147円かかっていることを確認いたしました。4月10日に判決がある。勝訴の場合、敗訴の場合の弁護士への報酬金額について、またその基準について答弁を求めました。答弁として、弁護士の報酬について、判決以前に報酬を予算計上することはできませんので、判決が確定しましたら補正予算を臨時議会、または定例議会に計上したいと思います。報酬は旧日本弁護士連合会の報酬規定というものがありますので、そちらに準拠して、町と弁護士事務所で協議をして決めていきたいと考えていますとの答弁でした。

次に、休校学校管理事業について質疑がありました。内容としましては、25万3,000円

を計上しているが、休校している学校はどこなのか、また管理状態について、来年度休園となる引本幼稚園の管理、白浦小学校については地震など有事の際には使用できるよう保守点検すべきではとの質疑に対し、課長の答弁としましては、施設の管理として学校の火災保険料と地域住民に迷惑がかからないように周辺の草刈り、土砂の撤去を予算計上しています。休校、廃校など、今後教育委員会で検討していきたいと思います。施設の管理については自治会とも協議をしながら、維持管理をしていきたいと思いますとの答弁でした。

続きまして、紀北中学校のグラウンドの砂塵についての質疑がありました。質疑の内容といたしましては、住民が困っていると聞かすが、対策費用は中学校校舎等施設営繕事業に入っているのかという質疑がありました。防塵ネット設置の詳細と、その効果はどうかという質問と、町道への流出について町道の側溝の高さが同じなので流れているようにも思うが、どうかという質疑に対し、紀北中学校グラウンドの砂塵の対策費用については、中学校校舎等施設営繕事業に計上しています。その対策のため防塵ネットの設置を予定しており、設計金額は98万 7,120円を予定しています。課別説明資料 124ページの中学校校舎等施設営繕事業の工事請負費で、各学校修繕工事の 275万 4,000円に含まれていますとの答弁でした。

防塵ネットはどのようなものを設置するのか、防塵ネットの効果がどれくらいあるかは確認をしていると思いますが、現地を見ると、先ほどと重複しますが、グラウンドと町道の側溝の高さが同じなので、町道へ流れているようにも思われますとの質疑に対し、防塵ネットは警察官舎側と校舎正面側に高さ3メートル、長さ200メートルを予定しています。側溝については建設課とどのようにすれば良いか現在、検討をしていますとの答弁でした。また、地域住民の生活に支障を来さないことが大切ですので、対策をしていきますとの答弁でした。

また、給食関係の予算についての質疑がありました。質疑の内容は消費税の増税で、保護者負担が増えるということにならないか。また給食のメニューの質を落とすことはないか。食材について地元の食材を積極的に購入し使ってほしいとの質疑がありました。質疑の答弁といたしましては、学校給食運営は職員の共通の認識として、安全安心で美味しい給食を提供しようという認識でしています。そのため食材も地元に近いものを購入し、地元にはない食材であれば近隣市町、県内、近隣県で、それでもない場合は安全な地域から安全な食材を購入するようにしています。また地元食材の活用も認識しています。給食費については保護者の負担は少なくしたいと思いますとの答弁でした。

以上で、学校教育課所管分の質疑は終了しました。

次に、「生涯学習課」所管分について審査を行いました。

質疑といたしまして、体育施設使用料について質疑がありました。内容といたしましては、大白グラウンド使用料が1,000円しか計上されていないというのは、開始後、実績がほとんどないということか。また夜間照明分もグラウンド使用料に含まれているのかとの質疑に対し、平成25年度実績をベースに計上しています。大白公園はグラウンドのみで夜間照明はありません。グラウンドの使用料は町民がスポーツで利用する場合は無料ですので、ほとんど使用料収入はありません。グラウンドの使用料は町民のスポーツ利用以外にも合宿、大会も無料ですので、グラウンドの使用はありますが、使用料は見込めないので1,000円としました。また、グラウンドの使用には夜間照明の使用料も含めていますとの答弁でした。

続いて、歳出として質疑がありました。文化振興事業についての質疑で、内容は演劇演奏会委託料384万円について、海山公民館で開催するようにはどうかという議論があるが、実際はどうか。また東長島公民館は観覧席が動くなどの良さがある。文化事業のあり方や地域の発展への役割を考え、音響板や床を張り替える必要があるのではという質疑に対し、海山公民館を優先していますが、すべてを海山公民館で開催するとしているものではありませんという答弁でした。

次に、春季小学生女子ソフトボール大会について、開催場所について赤羽公園の野球場はマウンドがあり、全国大会レベルではマウンドを撤去する予定なのか。また赤羽公園管理事業について野球場内や設備工事費500万円は減っている土を補充するのか。前回入れたのは黒っぽい土でしたが、原材料費の砂、ダストンはこの工事のものか。上へ足していくということか。また土は何立米入れるのかという質疑に対し、本大会は日本ソフトボール協会が主催する大会で、三重県ソフトボール協会紀北支部が地元の受け皿になるもので、紀北町と尾鷲市のグラウンドが会場になります。

今年の会場としては赤羽公園、東長島スポーツ公園、海山グラウンドを候補に協会が検討をされています。マウンドについてはマウンドを撤去する予定はありません。全国大会であってもマウンドのある野球場で行うことも多々あり、多少使用しづらいことはあっても十分大会は可能であるとソフトボール協会の方々に伺っています。ソフトボールにはマウンドはありませんが、この件については日本ソフトボール協会の副会長、三重県ソフトボール協会の理事長、事務局長などにお伺いし、支障ないと返事をいただいておりますと

の答弁でした。

また、公民館費について質疑があり、質疑の内容は報酬に差があるのではないか、海山区の公民館報酬29万円に比べ紀伊長島区の公民館報酬 184万 4,000円は多くないのか、統一すべきではないのかとの質疑がありました。質疑に対し答弁は、ご指摘のとおり合併時からの課題となっています。海山区の常勤の主事を非常勤にすることは事情に合わないので、合わせるのであれば紀伊長島区の主事を常勤にするという形でしかないかと思いますが、そうすると経費がかなり増額になりますし、現在の活動状況で常勤職員が必要かの問題もあります。実情を考えますと7つある公民館のうち、東長島公民館と紀伊長島公民館は公民館講座を8つずつしていますし、利用者も多いので、常勤の主事を置く必要があると課としては考えています。ほかの5館については講座数も少ないですし、特に常勤でなければとは考えていません。直ちに7館ある主事をすべて常勤にすることは難しいので、今後の検討課題とさせていただきますとの答弁でした。

また、体育施設費、体育館管理事業 839万 5,000円のうちの紀伊長島体育館雨漏り修繕500万円について質疑があり、内容といたしましては、同じような状況が続いていますが、抜本的に回収はできないのか、今までの修繕でどれだけの費用がかかっているのかという質疑に対し、紀伊長島体育館はこれまでも雨漏り修繕をその都度実施しています。今までの総トータルは難しいのですが、最近では平成24年に 225万円で箱樋の改修をしています。紀伊長島体育館には樋が4本あります。玄関側から見ると真ん中が盛り上がっているような形になっていて、真ん中が飛び出していますので、その関係でその中央部にも樋があります。当時は中央部の雨漏りがひどかったので、中央部の樋が悪いということで改修して雨漏りが止まりました。ところがその関係で現在は国道側の屋根の雨漏りがひどくなっています。そこで国道側の樋と屋根の防水シートを修繕すれば、おそらく雨漏りが止まるであろうということで、今回の修繕を計画していますとの答弁でした。

前回、その答弁の内容に対し質疑がありました。前回改修した箇所は直っていて、今回の修繕は前回と別の国道側の観覧席側が漏れているためですかとの質疑に、そのとおりですとの答弁でした。

また、別の質疑で、見千代鼻教育集会所の解体について質疑がありました。解体工事には地元業者に依頼するのかという質疑に対し、

(「休憩」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

休憩動議が出ました。賛成の方は。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

ここで、2時10分まで休憩します。

(午後 1時 56分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 10分)

中本衛議長

教育民生常任委員長 奥村仁君。

奥村仁教育民生常任委員長

それでは、教育集会所の解体についての答弁からさせていただきます。

答弁といたしましては、解体は120万円という金額ですので、町内業者に依頼することになると思いますとの答弁でした。

続きまして、熊野古道10周年の事業について質疑がありました。質疑の内容といたしましては、県からも予算が出るはずですが、どのように進んでいるのかとの質疑に対して、答弁といたしまして、県の予算は情報発信やイベント等の活性化の予算は付いていますが、生涯学習課関係の維持保全という部分につきましては、特に予算は付いていません。熊野古道の保全や維持管理は生涯学習課で担当しています。また、県が支援する場所は世界遺産登録をした場所ですので、エリア外の当箇所には県の予算は付きにくいと思われましてとの答弁でした。

以上で、生涯学習課所管分の質疑は終了いたしました。

以上で、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算に関する教育民生常任委員会関係

の質疑はすべて終了しました。

討論に入り、討論はございませんでした。次に採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会関係分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第34号 紀北町国民健康保険事業特別会計予算の審議を行いました。

質疑として、国保料の改正についてがありました。内容といたしまして、何年ぐらい行っていないのか、また一般会計からの繰り出しはなかったかとの質疑に対し、答弁は、合併後については統一してから変わっていません。限度額につきましては平成19年、21年、22年、23年に改定しています。所得割、資産割、均等割については合併後変わっていませんとの答弁でした。一般会計からの繰り出しに対しては法定分は毎年繰り出しをしていますとの答弁でした。

その答弁に対し、それは1億4,764万円ですかとの質疑があり、それに対しての答弁は、繰入金についてはそのとおりですとの答弁でした。

続きまして、保健衛生普及費の事業委託料について質疑がありました。質疑の内容は、脳ドック13万5,000円の説明について、去年と変わりはないか。また申し込み方法はどうすれば良いのか。また受けに行きたいという方は多く、受診者が増えていると思われるが、要望に応えられるよう検討できないか。また、脳ドックの負担金については質疑を求めました。答弁といたしまして、費用については昨年よりも上げています。昨年は60名の枠をとっていましたが、156人の応募があったので、今年は20人を上乘せし、健診単価の2万3,300円から個人負担6,990円を差し引いた1万6,310円の単価に80人分を見込み、13万5,000円を計上しております。

また、委員からは、脳ドックを受けに行きたいという方は多いので、もう少し増やしてほしいのですがとの質疑に対し、この事業は補助金がないので単費です。全員の方に受診していただきたいという気持ちはありますが、受診は2年おきに1回と制限させてもらっていますので、その数を考えまして、プラス20人で80人といたしましたとの答弁でした。

段々受診者が増えていると思いますが、財源を持ち出しということなので、できる限り要望に応えられるよう今後検討していってもらいたいということで質疑を求めたことに対し、答弁といたしまして、過去の経緯ももう一度調べまして、来年度に向けてこの予算が適切なのか検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

また、葬祭費支給事業につきまして質疑があり、質疑の内容といたしましては、これまでの推移としてはどうかという質疑でした。質疑に対しての答弁といたしまして、葬祭費

の実績といたしまして平成23年度46件、平成24年度49件、今年度が見込みで48件、ぎりぎり50件の予算で収まっている状態ですとの答弁でした。

また、特定健康診査について質疑がありました。質疑の内容について、受診率が高くなることが重度患者が減ることとして、どのように評価されているのか。また、今後も続けていけるのか。紀北町の1人当たりの医療費が高い、食生活にも原因があると思うが、生活習慣病が多い原因に下水道設備がなされていないという理由があった。住民課だけではなく環境問題も取り組まなければいけないと思う。医療費の高騰を招いている病気の種類は何ですかという質疑がありました。

特定健診について効果というところですが、病気をいかに早く、小さいうちに発見して対処していくということで医療費を下げるといふ試みです。なるべく病気を小さいうちに発見して、早く措置をして小さい費用で済ませていただくという考えで、健診をやっておりますという答弁でした。

また、国保の一本化について質疑があり、平成29年度の本一本化ということだが、一般会計からの繰り入れとか収納率を向上しなければペナルティがあるのではという質疑があり、広域化について現状はどうか。また国保の加入数と生活実態の把握はありますかとの質疑がありました。質疑に対しての答弁といたしまして、国保の広域化ですが、現在検討していますが、収納率に関しても保険料に関しても答えは出ていません。保険料については一律でいけるのかどうかは、市町によって格差があるので、どのように一本化になるか、これから進めていくとのことです。県が100%の事務をすることになるとはならないと思いますので、ある程度市町で収納とかの事務が残ると思われます。まだ明確な指示は出ていませんが、根幹の部分は県がやって、保険料等に関して一律になるかは不明です。また、特定健康診査につきましては、啓発活動もかなりやられていることもわかりますが、個人個人の命を病気から守ることからも、町長の方針もあるかと思われますが、これからずっと続けていけるのかという部分では、特定健診については補助金もあり、理事者と協議しながら続けていきたいと思っておりますとの答弁でした。

一本化に関しては、紀北町にとってはメリット、デメリットの両方あると思いますが、一本化になれば保険料も上がる場所や下がる場所もあると思われます。紀北町はご存じのとおり三重県内で1人当たり、医療費が一番高い町ですので、負担はされる方向にしなければありがたいと思います。どのようなラインで一本化されるかは明確にされていないので、これから見極めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了いたしました。討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第35号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の審議を行いました。質疑に入り、質疑はございませんでした。討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第36号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の審議を行いました。

質疑に入り、質疑はございませんでした。討論に入り、討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、請願第1号 紀伊長島区公民館等の建設についての請願書についての審議を行いました。

関係課長に出席をいただき、事務局に請願書を朗読させ、紹介議員の趣旨説明のあと質疑に入りました。

質疑といたしまして、この請願書の字句に対して採決するか、不採択するかという話になってきますので、その点もご理解いただきたいと思います。そのうえで質問いたします。

先ほどの説明の中で、コンビニ設置というのが公民館法に抵触するかわからないけどということでしたが、私の認識の中でも確か公民館法では物品販売はできないということがあった気がします。今日は課長も見えていますので、その点について答弁できるのであればお願いしますとの質疑に対し、紹介者からはミニコンビニという表現をされていますが、これは具体的には紀宝町の鶴殿地区にある施設で結というものがありますが、紀宝町社協が東海地方第1号で建設したミニスーパーで、そこで障がい者も雇用して成功しています。そして現場で見ましたが、その看板を知事が書きました。そういうイメージのものだと思います。これは絶対的なものではないと思いますという答弁でした。

また、質疑といたしまして、民地購入のことも出てきますので、今まで集会所なども民地購入するところはなかなか難しく、後回しにされているという現状が以前からありますが、この民地購入ということもあると、なかなか今までの経緯からいくと難しい状況が出てくると思います。ここら辺は現地での建て替えの話にはならなかったのですかという質疑に対し、答弁といたしまして、現地の建て替え論は以前からありました。生涯学習課長も知っているはずですが、図書館運営委員会の中では建て替えを求める話でした。ただ、用地が狭いというご意見が理事者側というかありました。それで可能かということも技術

的に検討しないといけません、もう1つは避難の場にといいものだと、これは自治会が百五銀行跡地に、すみません。某銀行と訂正させていただきます。固執しているのは、後ろがすぐ崖で避難階段が整備し直されたこともあり、それが活用できるということですよという答弁でした。

質疑の中で、各役員の名前が8名出ていますが、これは連合自治会の西長島自治会ということですか。これで役員は全部ということですか。これは各自治会において話し合いもされて提出されているのかどうかという質疑がありました。質疑に対し答弁といたしまして、自治会が県に対して非常に強く要望していたようですが、途中から砂防堰堤を何箇所かつくる話になってしまったようで、それで銀行の避難のケースに非常に固執しています。子どもは山への坂道を走っていきますが、お年寄りの避難ということでは、4階、5階建てにしないと難しいと思います。自治会の役員に関してはこれだけということを知っています。4つ、5つの町内会から代表を、例えば千歳地区、松本地区、新町地区、本町、西、中ノ島は1本ですけども、それぞれでフォローしています。知っているのは本町や横町は集会をやったようです。それで一部の新聞のコピーを配付した地区もあるそうです。役員会で意思決定してから下に下ろしているという、どちらが先かと言え、いろいろ考え方はあると思いますが、かなり広がっているようです。署名運動もするという話もありますという答弁でした。

また、課長から補足として、公民館が規定されている法律については、公民館法というのがなく、社会教育法の中で公民館が規定されていますので、規定法令は社会教育法ということをお願いします。その中で公民館は規定されていますが、営利を目的とした事業はしてはいけないというような形で謳われております。

また、紹介議員からは補足ですが、営利を目的として図書館等をしてはいけない。それはできないが、例えば部屋を無償で貸し出すのは構わない。その1つのスペースを自治会等にお貸しして、そこが運営方針等はそこの自由にすると、そういう方法はとれると思います。それを貸すことによって利益をとってはいけないかと補足されました。

その補足に対して、課長のほうから公民館の中の部分をそういうふうな場所にあてるとするのは難しいと思います。ただ、テナントと言われるように、今回の建物は何階建てみたいな話になっていますので、何階部分が公民館で、何階部分は何というような使い方というのはできるかと思っています。

また、紹介議員のほうから、私がイメージしているのは公民館や、あるいは商工会とか

役場が併設した施設というのは結構あちらこちらにあります。PFIでやっていたりします。それで、例えば2階以上、仮に図書室を2階とすれば、それ以上は公民館、1階は例えばこのイメージでいけば社協の施設、あるいは町の地域振興施設みたいな形、あるいは役場の支所というイメージも持てるわけです。ですから、全体が公民館ということではなく、その辺は柔軟に考えていただきたいと思いますとの答弁でした。

また、課長から、今回の請願を見せていただきますと、公民館部分というのは非常に少ないという気がしますので、公民館を建てて、その中にいろいろなものを突っ込むというのは少し難しいように思います。この中のどこかに公民館という話なら、それは可能ではないかという気がしますという答弁がありました。

また、委員から質疑があり、切実な気持ちはよくわかります。所管外の項目も結構あるので、公民館だけならともかく、コンビニとか避難所とか窓口業務とかその辺はどのようにして公民館であったとしても多目的会館的な要素を持った建物だと、そのときに町単で建てられるものなら良いが、あの人口を抱えて屋上に逃げられるという、それなりのスペースも要ると思います。津波をできたら避けたいが、時間があつたら山に逃げたいが、しかし、この場所であるということですから、それに見合う必要があるということであれば、執行部の話ではありますが、町単では無理な金額になるのではないですか。よりスムーズに建てるとするか、この請願書の中で、ここが特に大事ということが話ができなかったのかと思います。今まで経験したところによると、やすらぎ苑の会議室を葬儀場にするのに、適化法の中では切れるまでは駄目ですと、補助金の返還ということになりますという話があって、多少遅れた経験もありますが、そういう意味では、もう少し請願の願意というものを見極めの話をしながら、できなかったのかなという気がいたします。

この請願は難しくなって、遅くなったら何もならないので、その辺の紹介者の意見を聞きたいと思いますとの質疑に対し、いろいろ問題があるのであれば、それは具体的にやれる形で行政側にやってもらえば良いのではないですか。思いというものはわかってもらえると思いますとの答弁でした。

また、公民館を建設ということが主な請願書の中で、公民館が主となってしまうと、課長が言われたように営利目的のものがしにくい。営利目的の部分の階と公民館である部分と別の階にするとか、いろいろそのような中で、それが可能な建て方とか造り方とかあるのかも知れない。最初にとらえてしまったのが、そういうことではなくて、公民館の中にコンビニのような施設を入れてしまうというようにしてしまうこともあるので、この文

書の取り方を課長の答弁のあったように、公民館は公民館の部分、ほかの施設はほかの施設の部分というふうにとらえたような説明ができるかどうかということ、答弁いただけたらと思いますという質疑に、基本的にはこれは考え方が複合施設です。

複合施設で有利な補助制度、起債、何か可能かという、これは事務局局しかわからないので、委員が言われる部分は付帯意見として付けられたらどうか。公民館の中にでも何もかも突っ込むような表現になっているが、複合施設として考え、例えば2階、3階は公民館、1階は別な相手のあることなので、社協とか、前に視察に行ったところで、農協と役場を複合施設として建てていました。あれは農協の強いところでしたが、ですから、今は結構あると思います。行政機関の施設と、極端にいうと民間の施設もあります。それは委員の言われる、わかりにくいよ、誤解されるよという部分は意見として、採択に伴う意見としてお付けになったらいかがでしょうかという答弁でした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、賛成討論として、住民の方々の希望を含めた請願ということは理解できますが、これらすべての要望を取り入れた形態の複合施設となると、いろいろな制約が出てくるのではないかと思います。今後、町長部局において、その点を十分検討したうえで、できるだけ町民の要望に応じていただきたいという旨を添えて、賛成討論いたしますという討論がありました。また、賛成討論として、質疑の中でも言いましたが、この一つひとつが必要な部分だと思います。特に今の時期は避難場所と言いますか、それになるように通じる施策はどうしても必要だと感じておりますので、そこら辺で紹介議員も言われたように選択できるような話もありますので、是非、優先順位ということじゃないですが、複合的な多目的な建物として、これだけは絶対必要だというのが今の時点では避難ビルのようなものだという気がします。だから、そういう点では是非選択しながら、相談しながら建ててほしいと、賛成討論に代えさせていただきますとの討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、採択すべきものとして決定いたしました。

採択の理由といたしましては、本請願にあるすべての要望を取り入れた形態の複合施設となるいろいろな制約が出てくると考えることから、今後、執行部においてその点を十分検討したうえで、できるだけ町民の要望に応じていただきたいであります。

以上で、本委員会に付託された12案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

中本衛議長

次に、産業建設常任委員長 東貴雄君。

東貴雄産業建設常任委員長

それでは、平成26年3月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の過程と結果について報告いたします。

まず、今期定例会で付託されました案件につきまして、3月13日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員6名出席のもとで開催いたしました。説明のために出席した者は、農林水産課、商工観光課、建設課、水道課の課長及び職員の皆さんです。

また、今期定例会におきまして付託されました案件は、議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例、議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解について、議案第20号 紀北町道の路線認定について、議案第21号 紀北町道の路線認定について、議案第22号 紀北町道の路線認定について、議案第23号 紀北町道の路線認定について、議案第24号 紀北町道の路線認定について、議案第25号 紀北町道の路線認定について、議案第26号 紀北町道の路線認定について、議案第27号 紀北町道の路線変更について、議案第28号 紀北町道の路線変更について、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算、議案第37号 平成26年度紀北町水道事業会計予算の、議案17件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告させていただきます。

まず、議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。追加説明なく、委員より、第2条第2項消費税及び地方消費税に相当する額となっているが、議案第1号のほうがですね、消費税等となっているので、その整合性はいかがなものかとの質疑に対しまして、課長より、ほかのところは消費税等となっていますが、今回、消費税が8%の課税となり、そのうち6.3%が国税分、1.7%が地方消費税分ということなので、このような消費税及び地方消費税に相当する額を加算したに改めていますと答弁がありました。

また、別の委員から、第1種、第2種、第3種の電柱というのはどのようなものかという質疑に対しまして、第1種電柱というのは電線が3本以下の送電線の電線を支持する柱、第2種については4本から5本の送電線がある電柱、第3種については6本以上という意味になりますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、

原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。追加説明なく、委員から、水道料金を内税から外税にする料金改定だと思っておりますが、審議会に事前に諮らなくてもよいのですかとの質疑に対しまして、課長より、水道料金そのものの値上げではなく、消費税の改正に伴うものなので、審議会への説明等は必要ありませんとの答弁がありました。

また、内税から外税にする根拠について、議案の説明では地方公営企業制度研究会の話をされていたと思いますが、詳しく教えていただきたいとの質疑に対しまして、財務省主税局税制第二課の見解を踏まえ、サービスの受け手には直接的に条例を提示するものではなく、料金表を提示するだけでよいとしていますので、条例をこのような形にしましたとの答弁でありました。

また、別の委員から、旧条例の料金では 630円のものが、新条例では外税にして、4月1日から 648円になるということですかとの質疑に、旧条例の料金 630円は消費税5%を含んでいましたので、新条例ではこの消費税分を抜き出したものに、消費税及び地方消費税相当額の1.08を掛けたものになりますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解についての審査を行いました。

追加説明はなく、質疑に入りまして、委員より、職員の事故が多いわけですが、この事故は追突の人身事故であり、職員の事務取扱規程により、庁内で審査会を行ったと思っておりますが、どのような対応をされましたかとの質疑に対しまして、人身事故ということで大変重く受け止め、課内会議を開き、事故の検証ということで話し合いを行い、わき見運転という大変恥ずかしい結果でしたので、今後事故が起こらないように十分注意する意味で、車

のカギをかけてあるところに安全運転を徹底するようにとの張り紙をし、カギをとるときに安全運転をと、声かけをしていますとの答弁がありました。

また、規程に対する手続きは取っているのですか。審査委員会を開いて処分を決定すると思うのですがとの質疑に対しまして、課長より、審査委員会については総務課が中心になって行うものとなっています。その中で、本人には文書による勧告、私には口頭による注意という処分が下っていますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第20号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

追加説明なく、質疑に入りまして、委員から、路線がいくつかあると思うのですが、全体のこととして、登記の現状と整備の状況を教えていただきたい。すべて完了しているのか教えてくださいという質疑がありまして、課長より、この側道の整備については、国土交通省で用地を取得していますので、道路の所有権も国土交通省にあります。道路施設のみ町に移管となり、底地は国土交通省の用地となります。側道はすべて完成しているかについては、3分の1程度完成している状況ですとの答弁がありました。

また、側道が整備されていないということですが、整備がされてから移管すべきではないのか。また、所有関係についても国土交通省のまま残していくのですかとの質疑に対しまして、課長より、一部供用を開始している道路もあれば、まだの側道もあります。今後、一括して町に移管されますが、まだ現在のところ移管されていません。路線認定については道路ができてからではなく、できる前に認定することになっています。

また、委員より、町が整備する道路なら、整備前でも道路認定すべきだと思うのですが、国土交通省が整備するのなら、完成後に移管すべきだと思うのですがとの質疑に対しまして、一括して先ほど説明しましたがけれども、側道が整備されたあと、一括して移管されるという意味で説明させていただきましたとの答弁がありました。

また、委員より確認として、議決されても議決の日から町道になるわけでもないのですね。供用は、ずれるわけですねという質疑に対しまして、課長より、議決されれば町道となります。ただし、できていないところは供用開始できないので、できている部分等は生活道路として使えるように供用開始を進めていきたいと思っていますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終りまして、討論に入り、討論はなく、採決に入り、全員賛成、よって

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第21号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第22号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第23号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第24号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第25号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第26号 紀北町道の路線認定についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第27号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

続きまして、議案第28号 紀北町道の路線変更についての審査を行いました。

質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）について、当常任委員会関係分の審査を行いました。

初めに、「農林水産課」所管分についての審査を行いました。

まず、委員より、農林水産業費補助金について、農地制度実施円滑化事業費補助金と、農用地利用集積特別対策事業費補助金が減額となっているがとの質疑がありまして、それ

に対しまして、農地制度実施円滑化事業費補助金については、2名の調査員を11カ月間雇用する予定でしたが、6月採用となり、10カ月間雇用したためです。また、農用地利用集積特別対策事業費補助金の減額については、申込者がなかったことによるものですとの答弁がありました。

また、農地制度実施円滑化事業は、農地台帳の整備や農地の有効利用をするために調査するものと聞いておりますが、三浦の地域振興施設の建設を控えており、地場産業である農林漁業を振興させなければなりません。町から個人へ働きかけて、指導や支援をしていただきたいのですが、どのように考えていますかとの質疑に対しまして、今年度より、三重紀北農協紀北事業部、生産者の方々、三重県、行政も入り、紀北営農連絡協議会を立ち上げています。生産者の意見を取り入れ、今の紀北町での課題となっています耕作放棄地の解消について話し合いを行い、三重紀北農協紀北事業部とも連携をとりながら、問題解消に向けて取り組んでいきたいと考えていますとの答弁がありました。

また、別の委員より、有害鳥獣駆除事業 180万円の減額について、詳しく聞かせてほしいという質疑に対しまして、課長より、減額については今年度の駆除報償費の精算見込みのためですとの答弁がありました。

また、現在、サル、シカ、イノシシの報償費の単価はどのようになっているかとの質疑に対しまして、課長より、平成26年度から、その駆除報償費の一部を見直すこととしました。この事業を受けるにあたり、猟友会の皆様方とも駆除報償費について相談させていただき、今まで低いと考えられていたシカ、イノシシの報償費を国の交付単価と合わせる方向で、報償費を上げることにさせていただきました。しかし、サルについては平成26年度については結果的に報償費の見直しは行いませんでした。しかしながら、サルを駆除していただく場合、いろんな意味でご苦労かけていることも十分承知しておりますので、今後、平成26年度においては様子を見させていただいたうえ、また猟友会の皆様とも相談させていただき、検討していきたいと考えていますとの答弁でした。

また、委員より、現在各地区で大規模柵を設置しており、シカ、イノシシには対応しているが、サルには対応してなく、大規模柵の上に電柵を設置しても、それに対する町の補助は可能かとの質疑に、課長より、柵の補助事業として2つありまして、1つは国の補助事業である大規模柵で、もう1つは設置資材費の2分の1補助で、上限が10万円の町単の補助事業です。現在設置している大規模柵の上に電柵の設置が可能かということについては、検討したいと思っておりますとの答弁がありました。

また、委員より、電柵を設置するにあたり面積の制限があるのかとの質疑に対しまして、100平米以上の補助要件という課長の答弁がありました。

また、同じ委員より、大きい田畑を柵で囲うと小さい畑にサルが集中することになり、不公平なことが起こっているため、小さい田畑でも町の補助事業が利用できるよう考えてほしい。サルの報償費が妥当かどうかの判断にもなるので、早急に考えてほしいとの質疑に対しまして、課長より、確かに大規模農地を囲い、小規模農地を対象にしないと農地被害を助長するという事例があるということは認識しています。これまでには大規模農地はほぼ設置が完了してしまっていて、この町補助金の100平米の要件は国の事業実施以前の要綱であり、今の獣害対策において合致するかは検討させていただきますとの答弁がありました。

また、委員より、中山間地域総合整備事業135万円の減額で、この事業はこれまでどのような事業をしているのか。また、これからどのような事業をしていくのかとの質疑に対しまして、課長より、今回の中山間地域総合整備事業の減額ですが、当初、平成25年度に予定していました事業が国の経済対策により、平成24年度繰越事業として前倒しして予算付けがなされました。平成25年度予算編成時においては、経済対策の話が間に合わなく、平成25年度当初予算を計上したため、3月補正において135万円の減額となりました。事業内容は平成24年度繰越事業としまして、紀伊長島区向井用水路の改修、海山区河内のパイプラインの延長工事等を行っています。平成26年度におきましては十須の頭首工、原池ポンプの補強等を予定しています。また、26年度において、今後の計画作成に入りますので、地元の要望等をお聞きしながら事業を進めてまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

それから、中山間地域総合整備事業で農道の舗装もしていますが、現在、未舗装の農道が多くあるが、県に要望して未舗装の農道を舗装することができるのかとの質疑に対しまして、この中山間地域総合整備事業で農道舗装は実施しています。ただ、現在において農道舗装に対して費用対効果等のこともありまして、非常に採択が困難になっているというのが現実であります。県とも相談しながら検討していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、同じ委員からですね、この、ほ場整備事業は地元で賛同を受けて舗装や施設整備をきちんとするという約束で実施している事業であり、事業採択されないということは地元に対して申し訳ないことになる。県でできなければ町単でもしていくべきではないのか

との質疑に対しまして、課長より、確かに未舗装の箇所は多くあります。その中で、作業に支障をきたすような農道もあろうかと思imasるので、再度、県とも相談したうえで協議していきたいと思imasるとの答弁がありました。

また、別の委員からですね、有害鳥獣対策事業の減額の原因は何ですかとの質疑に対しまして、課長より、有害鳥獣対策事業の予算については、電柵等の資材費に係る補助金で、大規模柵が町内において多く設置していただきましたので、有害鳥獣対策事業補助金の需要が減少したためと思imasるとの答弁でした。

また、委員から、この事業を知らない住民の方も多いいと思imasるので、PRを行って予算を返すようなことのないようにお願imasるとの質疑に対しまして、課長より、今回の委員会の意見について検討させていただいて、早期の段階で検討しますとの答弁がありました。

また、別の委員からですね、町有林造成事業の減額の中身を教えてほしいとの質疑に対しまして、町有林造成事業については、今年度の山林作業員の賃金精算によるものです。最も大きいものは分収造林事業に町の山林作業員が従事しています。町有林造成事業と分収造林事業と合わせた形で行っていますので、その分の精算見込みですとの答弁がありました。

町有林は毎年伐採して売ることではできませんか。三浦の振興施設のために伐採して利用しますかとの質疑に対しまして、合併後主伐は行ってきませんでした。今後は林業の活性化の観点からも主伐を考えなくてはならないと認識しています。三浦の振興施設に町有林の木を直接使うということではなく、材料の調達において市場の需要が過多になった場合、町産材の不足を招かないように町有林から材の供給を考えていますとの答弁でした。

また、委員からですね、6名の山林作業員は本採用か、臨時採用ですかとの質疑がありまして、全員臨時採用ですとの答弁がありました。

山林作業員は大変な仕事であり、月給制にすることができないのかということをお伺いしましたが、月給制にして安定した生活にしていくほうが良いのではないのでしょうか。若い方も希望しづらいのではないのでしょうか。採用する際の年齢の規定はありますかとの質疑に対しまして、65歳までという規定があります。現在、雇用しています作業員は40代が最も若年層ですとの答弁がありました。

また、40代で山を守ってくれるのは大変意義があります。この方が辞めていけば、また65歳までの人を雇わなければなりません。過酷な労働であり、長く働いてもらうためにも

本採用になれば、次の採用でも従事者が出てくるのではないのでしょうかとの質疑に対しまして、課長より、町有林管理における山林作業員については、今後、検討を行っていく必要があると考えています。近隣市町の中でも直営の作業員は縮小傾向にあります。紀北町においても町有林の管理が委託方式が良いのか、直営方式が良いのか、どちらのほうか林業の活性化、後継者育成につながるのかを考えていく必要があるのかと思いますとの答弁がありました。

また、水産業振興費は、26%の減額となっていますが、これに対する説明をお願いしますとの質疑に対しまして、課長より、漁業近代化資金利子補給補助金の精算に伴う減額です。当初は 385万円を見込んでいましたが、215万 8,000円の見込みになりました。外国人漁業研究生受入対策事業ですが、受入人数の確定に伴う減額です。それから次に、水産多面的機能発揮対策事業の減額は、国の制度が移行したことにより、各活動組織へ直接お金が交付されることになったことによる減額補正となりましたとの答弁がありました。

また、同じ委員からですね、漁業近代化資金利子補給補助金の利子補給は1年分の補助か、数年間の利子補給になるのかを教えてくださいとの質疑に対しまして、課長より、4年以内の利子補給で、災害分については10年以内の利子補給ですとの答弁がありました。

また、別の委員より、水産多面的機能発揮対策事業は、国の事業ですが、なぜ一般財源で計上しているのかの質疑に対しまして、課長より、当初予算編成時には環境・生態系保全活動支援事業から、国が一括して100%補助する水産多面的機能発揮対策事業へ移行するにあたり、制度の内容が見えていませんでしたので、その中で町の負担分については一般財源で計上させていただきましたとの答弁がありました。

以上で、農林水産課分は終了いたしました。

次に、「商工観光課」所管分についての質疑に入りました。

追加説明のあとですね、質疑に入り、委員より、本会議でも質疑がありましたけれども、法的にこの事業は合法的なものかという質問がありましたので、念のためもう少し説明をお願いします。そのときのお答えですと、他市町村もやっているからというようなわかりにくい答弁でしたので、それに対する答弁をお願いしますとの質疑に対しまして、課長より、補助金の支出に関しましては、地方自治法の第232条の2の中で、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附又は補助することができるという規定があります。今回の補助金についても、その規定に基づいて支出をさせていただいているということで、違法性はないと考えていますとの答弁でした。

それから、また別の委員からですね、オートキャンプ場の収入が大幅増になっていますが、実績の内容について説明していただきたいとの質疑に対しまして、歳入につきましては、4月から2月までの集計を説明させていただきますとしまして、トータルで現時点で4,408万1,525円という収入です。3月分の収入を加えますと、見込みで4,500万円ほどになります。要因につきましては、1つは7月、8月の天候が非常に良かったということと、それに加えてテレビ等で銚子川の放送がされましてから、かなり問い合わせが多くなり、それに伴って泊まってみたいという方が増え、6月から12月までの間、これまでの売上の過去最高を更新し続けたということですのでとの答弁がありました。

また、指定管理制度はいつまでですかとの質疑に対しまして、課長より、3カ年の契約を締結させていただきますと、26年で一応3年分は終わり、来年度はさらに募集をかけて再選考をし直すという形になりますとの答弁がありました。

以上で、商工観光課は終了しました。

続きまして、「建設課」所管分についての審査に入りました。

補足説明なく、委員よりですね、海岸清掃委託金、港湾清掃委託金が減額となっているが、要因を教えてくださいとの質疑がありまして、課長より、海岸清掃委託金については、精算の見込みが確定したことに伴う減額補正ですと、港湾の清掃については精算の見込みが確定したことに伴い減額するものですとの答弁がありました。

また、同じ委員からですね、そうすると清掃しなくてよい状態だったということですねとの質疑に対しまして、課長より、これらの清掃については台風、大雨の場合に河川から流れ込む流木等を清掃するもので、台風、大雨のあとに担当者が状況を確認し、漁協や区の関係者と協議し、相談をしながら行っています。今年度については実績があまりなかったということになりましたとの答弁がございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

中本衛議長

ここで、3時25分まで休憩します。

(午後 3時 10分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 25分)

中本衛議長

産業建設常任委員長 東貴雄君。

東貴雄産業建設常任委員長

先ほどに続きまして、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算について、当常任委員会関係分の審査を行いました。

まず初めに、「農林水産課」所管部分については、追加説明なく、委員よりですね、全協で三浦の振興施設の建設材料を町有林から伐採すると言っていますが、課長の答弁では、地元の業者の材料を買って、足りない部分を町有林の材を調達業者のほうに回すというふうに解釈しました。

振興施設に町有林を利用しないのですか。予算には収入が入っていませんし、どのような方針になったのかを説明いただきたいとの質疑に対しまして、課長より、当初予算には収入は計上されていません。紀北中学校方式ではなく、市場が品薄とならないよう、町有林の材を放出していく必要ではないかという趣旨のことを発言したのではないかと思います。農林水産課はそういった指示を受けて検討しています。今後、検討の中で材料調達において町有林が真に必要なであれば、紀北中学校方式も検討していく必要があると思いますとの答弁でした。

また、町有林は直接利用しないのですか。業者から購入するのですかとの質疑に対しまして、町有林の木を伐採して直接使うのではなく、材料調達については建築工事と材料調達とは分離発注になるのではないかと考えていますが、その中で町有林の材を直接出すのか、材料調達業者が買い取って、結果的に町有林の木を使うことになるのかどうか、市場の動向を見たらうで考えていく必要があると思いますとの答弁がございました。

また、別の委員よりですね、地域振興施設ができるが、予算を見ると昨年度よりも減額になっていると。農業振興費において13万 7,000円減っており、また林業振興費も 456万 4,000円減っています。水産業振興費にしても16万 3,000円減っています。地場産業である

農林水産業を核として振興していかなければいけないと思いますし、三浦の振興施設を控えているのに裏付けがないので、どう考えていますかとの質疑に対しまして、課長より、平成26年度における予算の前年対比ですが、農業費、林業費、水産業費を合わせますと1億6,300円ほどの予算の減額になっています。大きな要因としては、水産業費の海岸保全施設整備事業費が前年度より大きく減額となったことが原因です。参考までに海岸保全施設整備事業費を除きますと、農業費、林業費、水産業費は前年度に比べて増額に転じていますとの答弁がありました。

また、現在、住民が年々減少しています。原因としては産業の空洞化、雇用がない、働くところがないことが問題になっています。そのために地場産業を活性化するためにも、地域振興施設の事を考えてほしいと思います。国の合併における支援もあと1年ですので、この施設は最後のチャンスになりますので知恵を絞って考えてほしい。地域振興施設は町内一丸となって進めていくべきであります。政策会議を毎月行っていると思いますが、その場でどのような話し合いを行っていかかとの質疑に対しまして、課長より、三浦の施設の展開を今後考えた場合、生産業の方々の支援、関わりというのは必要になってくるものと考えます。会議の中でも、その生産業の方々の意見も十分反映した中での議論をしていきたいと思っています。農業については、三重紀北農協事業部との連携をとり、生産者の意見を聴き、また、林業については森林組合と連携をとり、林業事業家の意見を聞きつつ、水産業については漁業組合と連携して漁業者の意見を聴きつつ、最終的には生産者の所得向上というのが1つの目的だと考えますので、そういったことについて議論していきたいと考えていますとの答弁でした。

それから、また別の委員からですね、農地費の農地防災事業、有害鳥獣対策事業と有害鳥獣駆除事業の内訳と工事請負費の内容を聞かせてくださいとの質疑に対しまして、農林水産課が所管しています排水機場、紀伊長島区2箇所、海山区4箇所の施設管理に要する費用です。有害鳥獣駆除事業は猟友会の報償費が主体の事業であります。工事請負費ですが、相賀排水機場の主エンジン分解整備工事、上里排水機場ポンプオーバーホール工事を予定していますとの答弁がありました。

また、排水機場の保守点検の業者は決まっていますか。有害鳥獣駆除事業は報償費なのですかとの質疑に対しまして、排水機場の保守点検ですが、排水機場設備について精通している業者に委託しています。有害鳥獣駆除事業の報償費については590万円でありまして、35万1,000円については猟友会に対しての補助金となっていますとの答弁がありまし

た。

町単の電柵補助で 100平米以上の縛りがあるが、大規模柵を数人で囲った田んぼで、金属柵の上に電柵をする場合に町の補助が出るのかとの質疑に対しまして、100平米の要件は大規模柵の事業以前より実施していることから、現時点で大規模柵が普及しており、より小規模な農地が被害を受けるということで、状況の変化が考えられますので、要件についてはその委員会での意見も参考にしながら、町長にも具申させていただき、要件の緩和を考えていきたいと思っておりますとの答弁でした。

また、委員からですね、農家はこれから田植えや畑の植え付けが始まるので被害を受ける前に対策してほしい、そのために早急に対応していただきたいとの質疑に対しまして、課長より、補助金の要件緩和については、早急にこの委員会の意見も踏まえたいので検討を行っていききたいと思っておりますとの答弁でした。

また、別の委員からですね、みえ森と緑の県民税市町交付金事業は、具体的にどのような事業を行おうとしていますかとの質疑に対しまして、平成26年度事業といたしまして、人家裏山林危険木伐採事業は、自治会等が行います人家裏等危険木の伐採にかかる経費に対して80%補助するものです。それから集落周辺森林整備事業は、里山整備として考えており、地域住民、NPO等が実施する集落周辺等で荒廃森林の風倒木、草刈り、歩道整備に要する経費に対して補助する事業です。森林環境教育事業としては、森林組合、NPO、林業事業体等が行う森林環境教育や育林体験等の経費に対して補助するものとの答弁がございました。

以上で、農林水産商工課分を終わりました。

次に、「商工観光課」分についての審査に入りました。

追加説明なく、委員より、キャンプinn 海山の話で、地域振興施設がこれから建設に向かっていくと思います。その運営に関して先ほどのように、いわゆる精算時に企業努力とか、運営団体がある程度の利益を出した場合に、それを指定管理者の方にも還元するという形をとってみえると思います。今度、地域振興施設のほうでは、行政サイドの対応としては、どうしてお考えをお持ちでしょうかとの質疑に対しまして、課長より、今回、キャンプ場をこういう形のインセンティブを与えるという発想は、キャンプ場が当初オープンしたときは赤字ということで、民間に委託するほうがいだろうということでした。ある程度利益が上がったら、自分たちにも還元があるよということで、やる気を起こさせるという意味で、この制度をとらせていただきました。売り上げも外的な要因もございま

すが、経営努力という部分もかなり出てくると思いますので、その部分はあったほうが売り上げ増につながるのではないかと思いますとの答弁がありました。

そして、同じ委員からですね、次の地域振興施設も考えてますという答弁なのか、それとも全く違う委託という形にしようとしているのかとの質疑に対しまして、施設の管理自体を商工観光課がどうするかどうか、今のところ未定なところもあり、あと指定管理の関係では、企画課が担当させていただいていますので、私どもではそこまで踏み込んだことは言えないと思いますとの答弁がございました。

また、同じく委員からですね、この建物が建ったあと、企画から所管は商工観光課に行くのですか、いかないのですかとの質疑に対しまして、課長から、まだそこまではどうするかということは決まっていないというのが現状ですとの答弁がありました。

続きまして、小規模事業者利子補給等事業 100万円の予算について、今年度の予定、利息及びどれぐらいの件数を見込んでいるのかという質疑に対しまして、課長より、平成25年度の実績から37件の方が利用していただいているということで、今回、年間を通して2億円の貸し付けを見込んでいまして、その0.5%ということで100万円の補助ということとであります。実際のところ、借入れが後半のほうに移ったということもあって、前期はあまりなかったということで、30万円の減額をさせていただいて70万円を見込んでいます。来年度につきましては、それより若干落ちるのではないかとというふうに考えています。来年度、新規に借入れるという方も含めて、年間のトータルでは約2億円を見込んでおりまして、その0.5%の金利ということで100万円という計算をしていますとの答弁がありました。

また、この利子補給を受けられる事業者の基準はあるのですかとの質疑に対しまして、小規模事業者というのは、従業員数の5人とか、そういった制限があることと、もう1つはですね、商工会のほうで経営指導を受けた方ということが1つあります。またですね、今回、特に追加させていただいたということで、衛生関係で、例えば理容、美容、ホテルなどそういった衛生関係のものもありまして、これも衛生関係の指導センターが経営指導したのに対して、これは全く同じ内容でございますので、それも含めて今回は拡充させていただいていますとの答弁がありました。

また、委員よりですね、この利子補給は1年ですね。ほかの自治体の利子補給は何年になっていますかの質疑に対しまして、課長より、これはいろいろありまして、1年で終わるところもあれば、5年間とか長期にわたってというものもあり、中には期限いっぱい

7年というのもあります。各市町によってまちまちですとの答弁がございました。

また、同じく委員からですね、農林水産課の部分で利子補給に対して10年までの返済の中で、10年間利子補給がされます。事業主の皆さんが期待しているのは、返済期間すべての利子補給について考えるのが普通だと思うのですが、もう少しグレードアップしてやるお考えはないのかとの質疑に対しまして、昨年、初めて取り組ませていただく中で、予算のこともあって限定的に1年ということにさせていただきました。今年度につきましても財政事情が厳しいということで、今年もそういったことにさせていただきましたが、そういったご意見があるということは理事者にもお伝えしまして、来年度以降そういったことができないか検討してまいりたいと思いますとの答弁でした。

それから、別の委員からですね、古里温泉の管理運営事業ですけれども、600万円近く持ち出しています。改善の余地はないのですか。もう少し選定をするとか、いろいろ工夫がなされる対策はないのですかとの質疑に対しまして、課長より、今年も472万円の一般財源を注ぎ込ませていただき、赤字という形になっています。赤字に陥ったのは平成23年度以降です。原因を調査してみますと、施設の老朽化が激しくなってきたことがあります。昨年度、配管が漏れまして、その前にはほかの理由で皆さんにご迷惑をおかけしたのですが、そういうことでいろいろな事故等も発生した中で、お客さんが減ったというのが現状です。それを何とか回復しようと平成25年度から職員も一新して、いろいろな取り組みをしているところですが、残念ながら黒字にまでは至ってないのが現状です。余所の事例も見てみますと、温泉自体の施設が古くなるとお客様が減ってくるということがあって、それを改修するなり、以前ありました外風呂なども今回なくしてしまっているのがあって、そういったことも原因であると言われていまして、設備投資をこれからは考えないと、なかなか黒字というのは難しいと思います。ただ、現状の施設でそういった努力はお願いして、自治会の方に努力してやっていただきたいと思いますとの答弁がございました。

また、この2,100万円くらいの収入で600万円の赤字というと、普通の事業では考えられません。この辺では1つしかないんですから、計画というか、町長にお願いして、思い切って建て替えるとか、改造ではなく、初めからやり直すぐらいの立派なものをお願いしたほうが良いと思いますとの質疑に対しまして、課長より、おっしゃるとおりだと思います。余所の事例を先ほども申しましたが、施設が古くなれば古くなるほどお客さんが減ってくるという現状があって、それをリニューアルすることによって、お客さんを持ち直して、それを何回か繰り返すことによって、ある程度、経営収支を安定させていくということがありますの

で、町もそのあたりを含めて町長にお伝えさせていただきまして、施設の改修とか、新たなものにするとか検討を進めたいと思いますとの答弁でした。

また、別の委員からですね、中小企業指導育成事業ですが、これは商工会の助成金だと思います。みえ熊野古道商工会が4月1日から発足するわけですが、この額はどのように算定されていますか。またそれと御浜町はどう対応されるのですか。その質疑に対しまして、この額の算定につきましては、前年度と同額を計上させていただいてます。御浜町は、年によって額が少し変わると聞いていますが、約600万円の補助金を出していると聞いています。基本は合併時には、そのあたりの額は前年度同額の補助金を出すということで聞いていますとの答弁でありました。

また、10周年事業の計画はどのような計画を考えていますか。観光協会についても昨年より金額は110万円ほど増えていますとの質疑に対しまして、10周年事業については、負担金ということで東紀州5市町がそれぞれ負担をして事業を行うということでありまして、この事業については三重県の補助金であります南部地域活性化基金という基金の中から2分の1の補助をいただく事業です。

今年の事業については、基本的にはPRを主に行っていこうということで、ホームページ、パンフレットの作成、旅行会社へのPRなどを中心に行っていくということです。ほかにも県のほうの実行委員会の事業ということで、町の実行委員会の事業ということで、3つがそれぞれ役割を分担しながら、10周年の事業を全体としてやっていこうということです。それから観光協会の補助金110万円の増額の内容については、観光協会の収入は、道の駅マンボウの自動販売機の売上が中心でやってきました。ところが道の駅マンボウがご承知のように、集客数が大幅に減少しておりまして、今年度の2月末時点の入り込み客数で32%ほど減少しています。その結果、自動販売機の収入が大幅に減少したということで、来年度以降、この部分を補助金という形で町のほうから支出させていただくということですとの答弁がありました。

以上で、商工観光課分の審査を終わりました。

次に、「建設課」所管分の審査を行いました。

追加説明がなく、質疑に入りまして、委員よりですね、土木費補助金の木造住宅耐震診断等事業及び木造住宅耐震補強事業の補助金が、今年に比べ倍になっている理由と詳細を教えてくださいとの質疑に対しまして、木造住宅耐震診断等事業については60件で変わっておりませんが、木造住宅耐震補強事業については、今まで設計3件、補強3件だったのが、設計

5件、補強5件に、県からの配分がありましたので予算も増えていきますとの答弁でした。

また、別の委員より、土木費補助金に公営住宅等長寿命化計画策定事業費補助金 185万円が入っていると思いますが、補助金の割合を教えてください。それとですね、どのような内容なのか、コンサル等に委託するののかとの質疑に対しまして、補助は50%で、公営住宅等長寿命化計画策定業務については委託をする予定ですとの答弁がありました。

それからですね、この事業ですけれども、コンサル等の専門業者を選ぶと思いますが、行政専門の業者、一般的な業者など予定があるのか。また予算が可決された場合、いつごろからかかりますかとの質疑に対しまして、予定はしていませんが、このような計画をつくる会社もあるかと思えます。ただ、県の技術センター等ですと、利益を追求しない団体ですので、安く契約できるのではと考えています。議案が可決されれば検討していきたいと思えますとの答弁でした。

また、別の委員からですね、地籍調査事業ですが、予定箇所を教えてくださいとの質疑に対しまして、課長より、新規地区として、本地の2ヘクタール、内容は桜町から銚子川までのJR用地の立ち会い、測量、地籍図作成の予定ですとの答弁がありました。

また、委員から、三重県下、整備が大変遅れていると聞いてます。整備を促進していくのに、計画的に実施していくべきではないですかとの質疑に、平成22年10カ年計画を作成しており、その計画に沿って進めていますとの答弁でした。

また、委員よりですね、旧船津村地区ですが、畦畔等入り組み、調査が必要と認識しているが、計画に入っていますかとの質疑に、入っていませんとの答弁が課長よりございました。

また、委員よりですね、不公平な対応にならないように考えていただきたい。この事業は国が50%、町が4分の1の負担で、しかもその4分の1の負担も特別交付税で8割が返ってくる事業なので、必要ところは是非考えていただきたいとの質疑に対しまして、今現在、津波がいつ起こるかわからないということもあるので、沿岸部を中心に進めています。旧船津村については地籍調査事業の実施が必要な地区だと認識していますので、今後、計画的に事業を進めていく必要があると考えていますとの答弁がございました。

それからですね、橋梁維持補修事業の新前柱橋橋梁改修事業について、内容について教えていただきたいという質疑に対しまして、新前柱橋の橋梁改修事業は長寿命化事業を進めていくうえで、その橋が耐震補強が必要であれば行う事業で、今回、ガードレールの塗装取り替え、耐震補強事業として、桁かかり長が小さいので、落橋を防ぐために鋼製ブラケットでつなげていく沓座の拡張の工事を行いますとの答弁がございました。

また、別の委員からですね、砂防費、急傾斜地崩壊対策事業について、各地区別の事業の積算根拠等の資料をいただいているが、詳細な説明をお願いしますとの質疑に対しまして、国補急傾斜地崩壊対策事業、長島地区ですが、事業費が1億円、負担割合が5%で負担金が500万円となっています。新町地区で発生した法面崩落により家屋に被害をもたらしました。今後も発生する懸念がありますので、地域住民の安全を確保するために行うものです。国補急傾斜地崩壊防止施設階段設置事業、引本浦、島勝浦地区ですが、事業費が1,000万円、負担割合が20%で、負担金が200万円です。東海、東南海、南海地震の被害を最小限に抑えることを目的に、既存の急傾斜地の崩壊対策施設に管理用道路の設置等を行い、施設整備することにより、避難路等として利用して、地域住民の安全を確保するものです。国補急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、長島地区は新町地区で、事業費が4,000万円、負担割合が10%で、負担金が400万円です。老朽化している既存のモルタル吹付を、災害防止機能を向上させることで修繕するものです。国補急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、引本浦地区は赤石地区で、事業費が4,000万円、負担割合が10%で、負担金が400万円です。老朽化している既存のモルタル吹付を災害防止機能を向上させるということで修繕するものと、あと国補急傾斜地崩壊対策事業、船津地区は事業費が1,000万円、負担割合が10%で、負担金が100万円です。今後、土砂災害等発生が懸念される斜面にて整備するもので、船津小学校が避難所も兼ねているので早急に実施し安全を確保したいということです。これは工事ではなく、測量、予備設計費を計上していますとの答弁がございました。

それから、別の委員からですね、住宅管理費の使用料及び賃借料の内訳を教えてくださいとの質疑に対しまして、課長より、内訳は使用料としてあけぼの団地のテレビ施設の共架料ですと、団地裏のテレビ視聴が悪くなったということで、団地にアンテナを付けて電柱を利用していますので、電力会社に1万円支払っています。賃借料は、小山団地53万円と生熊団地6万円の土地借上料で、合わせて60万円ですとの答弁でした。

また、別の委員からですね、急傾斜地崩壊対策事業に関して、昨年、町内で説明会のあった土砂災害危険区域の指定について、今後の見通しはどうなっていますかとの質疑に対しまして、課長より、最終的には町長の意見書を県に提出するということになっていて提出しています。昨年度年度末までに指定したいという意向を県より聞いておりますとの答弁でした。

また、指定は計画どおりですか。また、住民への周知徹底を、そして指定後は住民の避難体制など、町がすべきことがあると思いますが、対応はどうでしょうかの質疑に対しまして、課長より、県が計画どおりに行うと思います。住民への周知については、最終的にハザード

マップを作成して、全町民に配布する予定となっていますので、その時点で周知となると思います。危険箇所については避難体制を構築するようになっていっているので、建設課所管ではありませんが、行われると思いますとの答弁でした。

また、別の委員からですが、港湾環境清掃業務委託事業と前浜トイレ管理事業ですが、事業の内容と委託先、委託基準を教えてくださいとの質疑に対しまして、港湾清掃については、三重県との委託契約により港湾関係施設の清掃を行っています。長島港湾施設、引本港湾施設、引本港湾の公園の樹木の剪定です。長島港湾と引本港湾の清掃については、三重外湾漁協と単価契約を結び清掃を行っています。樹木の剪定については造営業に精通している業者と随意契約を行っています。前浜トイレについては女性の方に清掃をお願いしていますが、以前はシルバー人材センター等に声をかけていましたが、引き受けてくれる方がなく、今の方をお願いしていますとの答弁でした。

また、同じ委員よりですね、引本港湾施設、長島港湾施設はどのようなものですか。掃除に関しては港湾の中だけなのか、どの範囲で行っているのかを教えてください。また、前浜トイレについては、引き受けてくれる方がいないということだが、したいという声も聞いている。そして清掃についての意見も聞いているが、現状を把握していますかとの質疑に対しまして、前浜トイレの清掃については、そのような声は聞いておりません。港湾清掃については、本来、海岸に着岸している物をとるだけなのですが、浮遊している物についてどうなのかと県に確認したところ、いずれは付くということでしたので、すべてとっています。港湾だけでなく海岸清掃委託事業もありますので、長島地区では道瀬海岸、海野海岸、長島港湾海岸ということで、浅間海岸、呼崎海岸、名倉海岸について海岸清掃事業を行っています。この海岸清掃については、海野海岸については古里観光協会、道瀬海岸については道瀬区に清掃をお願いしています。長島港湾施設や小山海岸については、通常、一般競争入札を行うのですが、少額のところについては随意契約で清掃を行っていますとの答弁でした。

以上で、建設課を終了しました。

次に、「水道課」についての審査を行いました。

水道課に関しましては、追加説明、質疑等はございませんでした。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第37号 平成26年度紀北町水道事業会計予算についての審査を行いました。

課長から、追加説明のあとに質疑に入りました。

その追加説明なんですけども、その資料に関しましては、皆様のお手元のほうにお配りをさせていただいております。

質疑に入りまして、水道水源保護審議会の旅費と、上水道配水管布設替・支障移転工事実施設計業務 300万円、それから簡易水道配水管布設替・支障移転工事実施設計業務 300万円、三浦、中桐、矢口浦の設計業務、それと水道水源保護審議会委員報酬26万円を予算計上していますが、これはどういう意味合いで計上しているのですかとこの質疑に対しまして、課長より、水道水源保護審議会の旅費については、町外から来られる委員の旅費を計上しています。報酬については、1回 5,000円で13名の4回分を計上しています。上水道配水管布設替・支障移転工事実施設計業務の 300万円ですが、上水道の関係で、突発的に支障移転、県道をやり直すなどがあった場合に、水道管で用地を占用させてもらっている関係から、このような事態に対応するための設計費用を計上しています。

中本衛議長

委員長、資料は皆様の棚に配付してありますので。

東貴雄産業建設常任委員会委員長

すみません。先ほどの追加資料は棚のほうに配付させていただきました。訂正させていただきます。

また、三浦地区、中桐地区、矢口浦地区の設計委託料については、水道工事を行うにあたっては、まず設計をしてからになりますので、その委託料を計上していますとの答弁でした。

一般会計の総務費で水道関係訴訟事業が計上されて、水道水源保護審議会の報酬26万円と、旅費43万 4,000円が水道事業で計上されていますが、これらについて総務費で計上すべきだと思いますが、計上の仕方についてはどうなのか。訴訟費は総務費で計上しているが、この費用は事業と関係のないものなのか。それと簡易水道に伴う変更認可申請書作成業務ですが、申請書類をつくるのには、いろいろ調査しなければならないと思いますが、こういった調査をしようとしているのですかとこの質疑に対しまして、水道水源保護審議会にかかる予算で、これまでも水道事業会計で予算計上しています。水道水源にかかわることなので、水道課所管ということで予算計上しています。

簡易水道統合に伴う変更認可申請作成業務については、町内の簡易水道事業である北部簡易水道を上水道に統合する変更認可申請書をつくる業務です。簡易水道事業については、基盤が脆弱で地域住民に対するサービス向上を図る観点から地域の実情に応じ、事業の統合化、広域化を推進し、財務、技術の基盤強化を通じた効率的な経営体制の確立を図っていくとい

うことが課題となっています。このことから、本町においても19年作成の簡易水道事業統合計画を作成し、これに基づき古里・道瀬簡易水道は工事も完了しましたので、平成26年度に上水道と統合する運びとなっています。今回の変更認可申請作成業務につきましても、この簡易水道事業統合計画書に基づき、古里・道瀬簡易水道以外の簡易水道事業を上水道へ統合すべく、平成26年度に変更認可申請書を作成し、平成27年度を目処に統合を図るものです。簡易水道事業に対する補助金が、平成28年度末には終了しますが、これは厚生労働省の方針として、上水道の一元化を推進する観点から、そのような措置がとられているということです。

それとですね、また別の委員から、銚子川の水のペットボトルですけれども、昨年よりも1万本減っていますが理由を聞きたい。それと退職給付金として1億4,088万5,000円を引き当てていますが、一般会計は退職給付金を積み立てているけれども、それとの関係をお聞きしたいとの質疑に対しまして、課長より、銚子川の水ですが、昨年は2万4,000本製造しましたが、これは商工観光課と危機管理課と水道課で持ち分を決めているので、本数を減らしたことは決して人気がないということではなく、危機管理課の貯蔵が、まだ交代する時期ではなく、来年ぐらいになるということなので、今年はその分は危機管理課も購入できないということで、1万本を減らした次第です。退職給付金については、水道事業で見えますが、一般会計とは調整的なこともありますので、ということで、ここで水道課の係長より、退職給付引当金の説明があり、平成25年度に全職員が自己都合により一斉に退職したと仮定した場合にということで計上していますが、水道事業会計としては、総係費の中の会費負担金というところで、旧の退職手当組合で、今の市町総合事務組合に会費を負担していて、そこから給付が払われるのですが、当町についてはそうやって積み立てた会費と、これまで退職された方に支給した退職給付金で不足部分が生じていることから、この不足部分に対して一般会計に属する人数と、水道事業会計に属する11人を按分して求めた費用を引当金として計上しています。通常、毎年人間も変わりますので、見直しして引当金のほうが多ければ戻入益として戻ってきます。不足していれば不足だけを積み立てるということになりますとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、本委員会に付託された17案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

中本衛議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

続いて、各委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第2号 紀北町地域振興会館条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第3号 紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

6番 入江康仁君。

6番 入江康仁議員

委員長報告ですね。丁寧に報告したと聞いておりますので、ありません。

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第6号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第8号 紀北町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第14号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第8号)について、総務財政常任委員会に係る部分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

中本衛議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

23ページの地域振興費のですね、地域振興施設の三浦の、手数料減額になった理由としてですね、プロポーザルの参加業者が6社しかなかったのかな。それで1社が採用して、残り5社に各5万円支払ったという報告でしたけれども、そのプロポーザルの設計図書といふか、資料というのは町が持っているということでしたが、契約上、著作権は譲ってもらっているのでしょうか。1つお聞かせいただきたいと思います。5万円払ったという以上は、不採用でもデザインなんか含めて著作権は町が確保したはずですが、そのための5万円だと思うんですがね。その辺は確認されているのかどうか。それ1件だけです。

中本衛議長

総務財政常任委員長 瀧本攻君。

瀧本攻総務財政常任委員長

プロポーザルのその5件ですね。5件が採用されて、1件がチャンピオンになったと、だからそのことは確保されております。それは確保されております、当町に。そういう答弁でございました。

中本衛議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

いや、なぜこういうこと聞かかという、有名な彦根市のひこにゃんがですね、日本一の

人気ゆるきゃらになって、ところがグッズが市の許可を受けるか、デザイナーのあれ、トラブってますね。確か訴訟になっているはずです。市のほうがデザインが、デザイナーのほうは市に譲った覚えがないと言っているわけですね。グッズのデザインまでは。それで現実に訴訟になってますんで、5社、不採用になった5社が、このデザインをほかに使ったりすることはないということと受け取ってよろしいですか。

中本衛議長

瀧本常任委員長。

瀧本攻総務財政常任委員長

ちょっと北村議員に訂正を申し上げます。著作権はありませんけども、図面は企画課で保管しています。そういうことでございます。著作権の権利はありません。ないんです。だから図面は保管しております。そういう状態でありますので、ご了解いただきたいと思います。

中本衛議長

18番 北村博司君。

18番 北村博司議員

プロポーザルでも一般のデザイン公募でも一緒だと思うんですが、提案されたデザインについては、著作権は主催者に帰属しますと、普通、契約の時点で書いてあるわけですよ。これデザインだけやなしに、文書なんかでもそうですが。そういう町がプロポーザルの参加要請するときに、そういう条件は、前提条件は書いてなかったのかな。普通は著作権は主催者に帰属しますと書いてあるんですよ。ほかへ使わないでくださいって、それでお金払う以上は著作権料ですわな。多い少ないは別にして。その辺の答弁をもらってないんだったら、それはそれで結構ですけど。

中本衛議長

総務財政常任委員長 瀧本君。

瀧本攻総務財政常任委員長

北村議員の質問にお答えします。その件についてはですね、審議されてませんでした。ただ、保管していますという答弁がありましたんで、それでご了解いただきたいと思います。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ声あり)

中本衛議長

6番 入江君。

6番 入江康仁議員

質問の中でね、やっぱりいろいろな説明もいいけど、最後に、こういう質疑がなかったですかという付け加えをせな、答弁できないと思いますよ、委員長としては。質疑のなかったものに答える必要もないし、答えられんですから。言う人は一番長老だから、そこは気づけてもらわなあかん、議長もやっぱり。

中本衛議長

わかりました。

6番 入江康仁議員

それが、委員長からの報告に対する質疑ですから。

中本衛議長

質疑するときには、こういう質疑がありましたかという内容で、そういう質疑の方向やっ
ていただきたい。いやいやもうそれで収めてください。大先輩やないですか。

18番 北村君。

18番 北村博司議員

委員長の報告は、設計図書というか、あれは確保してます。もらってます。そうするとこれ著作権を譲ったか、譲らんかという確認を普通されるというか、それを前提にして公募するんですよ。議長、わかりましたって、今のようなクレームにわかりましたっていうのは、ちょっと私は理解できませんね。

中本衛議長

議事進行ですので、答弁します。

そういうことで、委員長のほうとしては、委員長の答弁は、そういう質疑ありませんでしたという答弁しましたので、私はわかりましたと、こういうふうな関係で、だからそれで抑えてください。

ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会に係る部分について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、総務財政常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第15号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

議案第16号 紀北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）について、教育民生常任委員会に係る部分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第30号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第31号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第32号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会に係る部分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第34号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第35号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第36号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第1号 長島地区公民館等の建設についての請願書について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第20号 紀北町道の路線認定について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第21号 紀北町道の路線認定について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第22号 紀北町道の路線認定について質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第23号 紀北町道の路線認定について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第24号 紀北町道の路線認定について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号 紀北町道の路線認定について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号 紀北町道の路線認定について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号 紀北町道の路線変更について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号 紀北町道の路線変更について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算(第8号)について、産業建設常

任委員会に係る部分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会に係る部分について質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第37号 平成26年度紀北町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会に係る案件について、委員長に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

本日、全員協議会招集請求書が提出されてまいりました。

全員協議会規則第4条第2項の規定により、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様は第1委員会室へお集まりください。

中本衛議長

それでは、暫時休憩いたします。

(午後 4時 19分)

中本衛議長

ここで、会議を再開します。

(午後 4時 55分)

中本衛議長

午後5時を過ぎそうなので、ここで時間の延長をいたしたいと思いますので、ご了承ください。

以上です。

中本衛議長

暫時休憩いたします。

(午後 4時 55分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 5時 45分)

日程第3

中本衛議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第3 議案第1号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第1号 消費税等の税率改正に伴う関係条例の整備に関する条例に、反対の立場で討

論をいたします。

この来月、1週間後ですが、4月1日から消費税増税、これを断じて許せないという気持ちになっております。というのも、消費税率が8%の引き上げを発表したとき、安倍総理が経済対策を進めれば景気は低迷しないんだと言ってきましたが、実態はそうでしょうか。収入は増えず、物価は上がり、消費は伸びない、被災地の復興再生はこれからだと言われているこのようなときに、国民の生活を直撃する増税をするべきではないと思います。消費税増税に絡んで、今回のこの公共料金に転嫁したものを国に上げることなく町で使えるとは言いながら、このことは公共料金に転嫁してもしなくても、どちらでもいいんじゃないかという理解は私はしております。今回の公共料金への消費税の転嫁を止めて、町民生活を守る防波堤となるべきであり、この議案第1号の反対討論に代えさせていただきます。

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

議長の許可をいただきまして、消費税増税に附帯意見を付けてというわけではないんですが、賛成討論させていただきます。

やはり現在のですね、世界の中で日本の置かれている立場、今まで非常にですね、安定しておった国家だと思いますけれども、今、各国を見ておりますと、非常に今、日本の高度成長期と違ってですね、非常にじり貧状態、伸び悩んでおる状態。もう1つ言い方を変えれば、保障制度そのものがですね、わかりやすく言うなれば蟻地獄に入りつつあるように思うわけです。今現在はまたアメリカなどに比べますと、医療の個人負担もですね、全くないに等しいわけじゃないですけど、ほぼないに等しいですね。アメリカなんか保険ない人が過半数以上おるわけですよ。

ですから、そういった意味で、この将来の日本を背負っていく子どもたちのためにもですね、この保障制度をもっともっと充実させていっていただきたい。そのためには、全国民でこの消費税という重荷を背負っていかねば相成らんとします。これは致し方ない。ただし、私を含め多くの皆さんが不満を持っておるのはですね、今の社会保障制度の中に、具体的な例を挙げてみますと、生活保護というのがございます。これも重要な施策でございますけれども、この生活保護と、いわゆる30年、40年働いてきて掛けてきた、いわゆる年金ですね。このバランスが崩れておるん。スタートの時点にはこのバランスが保っておったよう

に思います。しかし、どちらが先か、どちらが後かわかりませんが、このあたりです、保障制度の見直しをもう一度政府にしっかりやっていただきまして、将来の日本を背負ってたっていく子どもたちのためにもですね、しっかりと社会制度を確立していくために、この税を使っていただきたい。そのためには早急に社会保障制度の見直しをですね、議論していただきたい。このように思います。

そのような私を含め皆さんのですね、政府に切実を願いをもって、泣き泣きといいましょるか、この重いとされるこの増税をですね、将来の子どもたちのために、それを期待してですね、賛成討論とさせていただきます。以上です。

中本衛議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、反対討論をいたします。

結論は、消費税を公共料金に転嫁すべきではない。以上であります。

理由、大体政府はですね、なぜその消費税をつくるのか。これはもう今までのプロセスを見ればね、はっきりしておるわけですよ。官僚はですね、自分たちの政治の失敗をですね、頼り頼りしてですね、その責任を本当に困っておる国民の皆さんにですね、消費税を転嫁して、国の財産を、国の形をつくろうとする。基本はそこなんです。自民党政府の中においてですね、彼らがやってきたのは目茶苦茶なんです。それでその責任を国民の皆さんに押し付ける。これが今の消費税なんです。何にも年金を支えとか、社会保障制度を支えとか、そういうものじゃないんです。アベノミックスもアホのミックスと言われるようにですね、もう墜落寸前なんです。これは。

もうちょっとは、本当にやっぱりね、地方議会の議員というのはですね、私は絶えず思うんですけども、国家のですね、権力に反抗してですね、反対をしてですね、地場産業をはじめとする地域の住民のですね、生活を守るところにですね、地方議会の責務というのが私はあると思うんです。その点からもこの消費税については転嫁すべきでないというふうな考えでございます。

中本衛議長

奥村武生議員、先ほどの発言、ちょっとこうグレーな発言の言葉があったんですが、アホ発言でしたか。アホのミックスと言うたんやね。どうでしょう、その部分は撤回できませんか。

その部分だけ撤回できませんか。

9番 奥村武生議員

じゃ、アベノミックスは、アホのミックスと言う人はおるということは撤回いたします。

中本衛議長

じゃ、撤回させていただきます。

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第3 議案第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4

中本衛議長

次に、日程第4 議案第2号 紀北町地域振興会館条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第2号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5

中本衛議長

次に、日程第5 議案第3号 紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第3号について、反対討論をいたします。

紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例ということでございますが、これは消費税とは関係ございませんが、今、消費税増税はもともと低所得者ほど負担が重く、この社会保障に回すという口実も相継いで削減の中、町内の中です、新しく県民税として、みえ森と緑の県民税ということで、新しく税金をとろうという格好に提案されております。この我が町での対象者は、7,390人で、この方々は1年に1,000円納めなければならないという新しい税の負担、このことは軽い人もおるでしょうが、本当に生活苦で困っている人にとっては1,000円が大変、年金等で天引きされる部分もありまして、非常に厳しい生活に追い込まれる。そういう新しい税金は、むしろ県や国や町が、やっぱり森を守るための施策をやっぱりってしていくべきだと、なぜ住民の方にそういう格好で転嫁していくのかという意味では、

この3号議案についても反対討論に代えさせていただきます。

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

10番 東篤布君。

10番 東篤布議員

議長の許可をいただきまして、賛成討論をさせていただきます。

反対討論がなければ、そのまま流そうかなと思っておったんですけども、なぜね、篤布議員は税金に賛成するんやろって、決して税金に賛成するわけじゃないんです。国の痛み、県の痛み、苦しさもよくわかるわけですね。特に三重県、この南部につきましては、ここ数年随分と三重県から予算をいただきました。その中の1つに森林保護という予算もあるわけでごさいます、まず、この森林というのを住民の皆さんによく考えていただきたいんです。まず、山をですね、無防備に伐採していきますとですね、山の崩壊が起こる。山の治山ですね、崩れていく。そうなってくると住民の皆さんに負担がくるわけです。そしてなおかつ、山が荒れたらね、海も荒れるんです。そうすると1次産業の衰退になっていく。

ですから、私は決して税をとることに賛成しておるわけじゃないんです。今、この予算を、税をとったうえで、それをいかに国に県に使っていただくか、これを我々地方議会としてもね、しっかり目を向けて見守っていかねばならん。そういった意味で、私はこの適正にこの税を使っただけだと信じてですね、私は賛成討論とさせていただきたい、こう思います。以上です。

中本衛議長

次に、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

9番 奥村武生君。

9番 奥村武生議員

議長の許可を得ましたので、この東紀州は特にですね、三重県の南部にあって、森林保護というのは非常に重要な位置を占めるわけです。樹木の栄養がですね、地下水のミネラルを生みですね、そして伏流水を生みですね、表流水を生み、そして川を潤し、熊野灘をつくってきているわけなんです。だから、したがってですね、ますますこの環境保全が叫ばれる中

です、本来はその国、県がやるべき筋合いのものかも知れませんが、私は今回も強くこれを森林の保全ということに、強く提言をするという付帯条件を付けて賛成をするものでございます。以上であります。

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第3号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6

中本衛議長

次に、日程第6 議案第4号 紀北町情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第4号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7

中本衛議長

次に、日程第7 議案第5号 紀北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第5号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 8

中本衛議長

次に、日程第 8 議案第 6 号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 8 議案第 6 号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 9

中本衛議長

次に、日程第9 議案第7号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第7号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10

中本衛議長

次に、日程第10 議案第8号 紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11

中本衛議長

次に、日程第11 議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第9号 紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、賛成討論をいたします。

この問題は、今、子どもたちが本当に少なくなりました。広報を見ても亡くなる人がたくさんいても、生まれる赤ちゃんというのは本当少のうございます。今までこの議会の中でも同僚議員も叫ばれてきましたが、私も予算要求や一般質問で若い夫婦の声として、安心して子どもを育てることができる施策として評価し、これはやっぱり育てやすい紀北町になった

ということが、対外的にも声を大きくできるという期待も持ちまして、この第9号につきまして賛成討論に代えさせていただきます。

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第9号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12

中本衛議長

次に、日程第12 議案第10号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第13

中本衛議長

次に、日程第13 議案第11号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14

中本衛議長

次に、日程第14 議案第12号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15

中本衛議長

次に、日程第15 議案第13号 紀北町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたしま

す。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16

中本衛議長

次に、日程第16 議案第14号 紀北町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17

中本衛議長

次に、日程第17 議案第15号 紀北町語学指導等を行う外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第18

中本衛議長

次に、日程第18 議案第16号 紀北町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第19

中本衛議長

次に、日程第19 議案第17号 紀北町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20

中本衛議長

次に、日程第20 議案第18号 紀北町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多数挙手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第21

中本衛議長

次に、日程第21 議案第19号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第19号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第22

中本衛議長

次に、日程第22 議案第20号 紀北町道の路線認定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第23

中本衛議長

次に、日程第23 議案第21号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第24

中本衛議長

次に、日程第24 議案第22号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第25

中本衛議長

次に、日程第25 議案第23号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第26

中本衛議長

次に、日程第26 議案第24号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26 議案第24号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第27

中本衛議長

次に、日程第27 議案第25号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第27 議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第28

中本衛議長

次に、日程第28 議案第26号 紀北町道の路線認定についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第28 議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第29

中本衛議長

次に、日程第29 議案第27号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第29 議案第27号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第30

中本衛議長

次に、日程第30 議案第28号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第30 議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第31

中本衛議長

次に、日程第31 議案第29号 平成25年度紀北町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第31 議案第29号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第32

中本衛議長

次に、日程第32 議案第30号 平成25年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第32 議案第30号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第33

中本衛議長

次に、日程第33 議案第31号 平成25年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第33 議案第31号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第34

中本衛議長

次に、日程第34 議案第32号 平成25年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

（ 発言する者なし ）

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第34 議案第32号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第35

中本衛議長

次に、日程第35 議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算を議題といたします。
討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第33号について、反対の立場で討論をいたします。

中身的には、非常に住民との、町民との密接な関係のある施策が折り込まれておるのはわかるんですが、どうしても消費税8%の増税をはじめ復興特別税、そのうえ三重県独自の、みえ森と緑の県民税の創設など、大きな増税負担が押し付けられてきているのが現実です。

一方、法人税減税や復興法人特別税の前倒し廃止などで、大企業には大変大盤振る舞いをしております。弱い者いじめをしたうえで、税は力のあるところから応分の負担をしてもらいたい。そして生活費は非課税にすべきであるということで、日ごろ私は税に対してそういうふうにして思っております。施策としては一般会計の中で多くの密接な、先ほども申し上げましたが町民のための施策が盛り込まれておりますけれど、この消費税そのものが、この一般会計にも及んできているということで、反対の立場で反対討論をさせていただきました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

15番 川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

付帯決議は出てないんですか。

中本衛議長

出ています。

15番 川端龍雄議員

討論の前に本来やったら付帯決議を出すべきではないんですか。

中本衛議長

はい、説明します。

本議案につきましては、東篤布君から付帯決議案が提出されております。本案が可決された際には、直ちに議題にしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それで、まず本案を採決して、賛成多数でとったとしたら、それに向け付帯決議を付けるということをお願いしたいと思っております。

次に、賛成討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第35 議案第33号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

中本衛議長

ここで、東篤布君から付帯決議の議案が提出されていますので、ただいまから議案を配付いたします。

中本衛議長

その場で暫時休憩してください。

(午後 6時 25分)

中本衛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 6時 27分)

中本衛議長

配付漏れはありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

本件、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算に対する付帯決議が会議規則第14条第2項の規定により提出されましたので、ただいまから審議いたしたいと思います。

それでは、議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算に対する付帯決議を議題とします。まず、提案理由の説明を求めます。

東篤布君。

10番 東篤布議員

それでは、議案の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

発議第1号

平成26年3月24日

紀北町議会議長 中本 衛 様

提出者 紀北町議会議員 東 篤 布

賛成者 紀北町議会議員 川 端 龍 雄

議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算に対する付帯決議

上記の議案を別紙のとおり、紀北町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算に対する付帯決議

議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算、第2款総務費、第1項総務管理費、第13目地域振興費の紀勢自動車道地域振興施設整備事業については、未だに施設の運営方針が明確にされておらず、現状では施設の建設を議会として容認できない。

したがって、本施設の運営方針が決定し、議会に対して十分な説明がなされるまで、本事業の予算執行の凍結を求める。

以上、決議する。

平成26年3月24日

紀北町議会

以上でございます。

中本衛議長

以上で、提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございません。

(発言する者なし)

中本衛議長

以上で、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず反対討論される方はありますか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方ありますか。

15番 川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算の地域振興費の紀勢自動車道地域振興施設整備事業については、先ほど提出者からも説明がありましたように、また委託先も決定されておらず、契約に伴う条件等さまざまな方針が、まだ明確にされていないため、この付帯決議に賛成するものでございます。

中本衛議長

次に、反対討論される方ありませんね。

(発言する者なし)

中本衛議長

賛成討論される方ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し採決いたします。

議案第33号 平成26年度紀北町一般会計予算に対する付帯決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(少 数 挙 手)

中本衛議長

挙手少数です。

したがって、本案は原案を否決とすることに決定しました。

中本衛議長

次に、日程第36 議案第34号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

14番 中津畑君。

14番 中津畑正量議員

議案第34号について、反対の立場で討論をいたします。紀北町国民健康保険事業特別会計予算でございます。今、国保の広域化が将来、平成29年度ぐらいから県単位の運営に移行するとされて、今年度から移行のための支援方針が確定されたと聞いております。財政基盤が脆弱で、市町村間で格差が大きいため問題があることは、私も事実だと思っております。

しかし、広域化を支援するという名のもとに、一般会計からの繰り入れを止めさせ、収納率の引き上げを指導しております。紀北町において被保険者の高齢化や、低所得者の加入割合が増加することを考えると、1人1万円の値下げを強く求めるものであります。既に他の市町村、この一般会計からの繰り入れがされておるところもあります。

最近では、伊勢市では1人あたり2万1,600円、四日市市では1万円値下げがされておるのが、垣間見えます。人の真似をせよということではありませんけれども、わが町でも高齢化が進む中でですね、大変厳しい、病気から体を守る国民健康保険に入っている方も、厳しい状態になっております。どうかそこら辺をご推察いただきまして、この議案、反対にご賛同いただきますようお願いして、反対討論といたします。

中本衛議長

次に、賛成討論される方ありませんか。

5番 瀧本攻君。

5番 瀧本攻議員

国民健康保険はですね、27、28億ありますね、その3割はですね、健保協会から補助金をいただいております。全国の健保協会ね、健保協会ではだいたい9兆円ぐらいの収入があります。

だから、当町はそのうちの全国平均では35%ぐらいもらっておるわけです。悪くなればですね、行政のリーダーによってですね、健保協会からお金をもらいます。健保協会はまだ5,000億ぐらいの残余資金があります。だから、ただちに保険が上がるということはありません。

るので、私は別にこのままいったらいいんじゃないかというふうに思います。執行部におかれましては、全国的にですね、いわゆる健保協会がですね、三重県だけじゃなくて、全国的な視野でやっぱり見ていただきたいと思います。以上、賛成の討論をいたします。

中本衛議長

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第36 議案第34号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(多数举手)

中本衛議長

举手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第37

中本衛議長

次に、日程第37 議案第35号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

議案第35号について、平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算、反対討論をいたします。後期高齢者医療保険料の大幅な値上げは、今、約3,000円、5.5%値上げされているようです。これは安定化基金に12億円すべてを取り崩して、この金額になったもので、さらに今後、急激な大幅値上げになることが想定されます。75歳以上の人だけを別枠に集めた保険では、医療の抑圧、抑制になる、高い、高齢者にとって大変厳しい状況になることが、十分推察される状態になっておると思います。

そこで、この後期高齢者医療制度、民主党になった政権の時にも、5年以内に解消すると言いながら、ようしてなかったということもございますけれども、この差別医療については、根深いといいますか、根深い反対意見が高齢者の中から出ております。どうかそのところをよく推測していただきまして、私の反対討論に代えさせていただきます。

中本衛議長

次に、賛成討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

中本衛議長

反対討論される方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第37 議案第35号につきましては、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第38

中本衛議長

次に、日程第38 議案第36号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第38 議案第36号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第39

中本衛議長

次に、日程第39 議案第37号 平成26年度紀北町水道事業会計予算を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方ありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第39 議案第37号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

中本衛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第40

中本衛議長

次に、日程第40 請願第1号 長島地区公民館等の建設についての請願書を議題とします。

(「議 長」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

15番 川端龍雄君。

15番 川端龍雄議員

ただいま、議題となりました、請願第1号につきましては、教育民生常任委員会に再付託し、継続審査とすることを求めます。

(「賛 成」と呼ぶ者あり)

15番 川端龍雄議員

提出の理由といたしましては、請願書第1号は、請願の最後尾にも示しているように、住民の生命を守り安全・安心して生活ができるために避難路、避難場所の設置が必要であり、当然、賛意を表すものであります。

しかし、先ほど委員長の報告にもありましたように、公民館にコンビニの設置など、さまざまな審議をする必要があると思われまますので、継続審議をすることを望みます。

中本衛議長

ただいまの動議につきましては、所定の賛成者がありましたので成立しました。

川端議員からの動議を議題とします。

それでは、お諮りします。

14番 中津畑正量君。

14番 中津畑正量議員

実は、私も教民なんですが、教民で慎重に審査したところなんです。しかし、所管外って、教民の範囲のほかのこともあるんで、できたら合同審査みたいな格好にならないかなという気がするんですけど、また同じ慎重審査をするんですけど、ここで決まれば、そこら辺は議長のほうでどうか。

中本衛議長

中津畑正量君、今のは撤回してもらえますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

じゃあ撤回していただきます。

お諮りします。

それでは、ただいまの川端議員からの動議は、請願第1号を教育民生常任委員会に再付託し、継続審査とするものですが、動議に賛成の方は挙手願います。

(少 数 挙 手)

中本衛議長

挙手少数です。

よって、ただいまの動議は否決されました。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

中本衛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第40 請願第1号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

中本衛議長

ここで、追加日程を配付しますので、この場で暫時休憩します。

(午後 6時 43分)

中本衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 6時 46分)

追加日程第1

中本衛議長

ただ今、配付しました1件を日程に追加し、別紙議事日程のとおり追加日程として、直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中本衛議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 学校等適正配置検討特別委員会の設置に関する決議についてを日程に追加し、別紙追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

まず、追加日程第1 発議第2号 学校等適正配置検討特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

事務局より朗読を求めます。事務局長。

谷吉希議会事務局長

発議第2号 学校等適正配置検討特別委員会の設置に関する決議

次のとおり学校等適正配置検討特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 学校等適正配置検討特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第109条及び紀北町議会委員会条例第6条
3. 目 的 紀北町の学校等適正配置に関する調査検討
4. 委員の定数 17人（但し、議長を除く）
5. 設置期限 調査が終了するまで閉会中もなお審査を行うことができる
6. 予算措置 既決予算の中で措置する

平成26年3月24日

紀北町議会議長 中本衛

中本衛議長

それでは、本件について、学校等適正配置検討特別委員会の設置に関する決議について、採決を行います。

発議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

中本衛議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

中本衛議長

学校等適正配置検討特別委員会の設置にあたっては、議長を除く議員17人で構成する学校等適正配置検討特別委員会を設置し、これに付託して審査を行うことに決定します。

特別委員会の設置がなされましたので、委員会条例第10条第1項の規定により、直ちに学校等適正配置検討特別委員会を招集し、正・副委員長の互選を行わせることにいたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、同条第2項の規定により年長委員が行うこととなります。

また、委員長が決定いたしましたら、新委員長の招集した委員会に切り替えさせていただきます、副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

中本衛議長

それではここで、暫時休憩といたします。

(午後 6時 50分)

中本衛議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 7時 00分)

中本衛議長

ただ今の互選結果について報告いたします。

学校等適正配置検討特別委員会、委員長に北村博司君、副委員長に奥村仁君が就任されました。

学校等適正配置検討特別委員会の設置にあたっては、よろしく願いたします。

中本衛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ここで、尾上町長より発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、3月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

今月、30日には近畿自動車道紀勢線、海山インターチェンジ、紀伊長島インターチェンジ間が開通し、紀北町内の高速道路がすべて完成することとなりました。これは今後、町の一体感の醸成という面におきましては、障害となっておりました両区の距離感を縮める大きな転機となります。

しかし一方では、大量の移動が便利となる便利さと引き換えに、さまざまな弊害もあり、この地域をどれだけ魅力ある町にしていけるかが、大変重要になってまいります。来る環境変化に対応し、住民目線に立ったさまざまな課題に対応していくため、今議会で提案いたしました平成26年度当初予算並びに関係諸議案をお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

4月1日からの新年度のスタートにあたり、職員ともども気持ちを新たに、本議会でのご指摘やご提案を念頭により効果的な施策を遂行に向け、諸事努力してまいり所存でございますので、議員各位のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

最後になりましたが、町民の皆様並びに議員の皆様のご健勝をお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

中本衛議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

3月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

3月5日に議会を開会して、本日3月24日までの長期にわたる定例議会も、本日、閉会を迎えるわけでございます。

この間、議員の、町長以下、執行部の皆様には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定等、慎重ご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

なお、本年度末をもって、退職される職員の皆様方におかれましては、長きにわたり、本町発展のためにご尽力賜りましたことに対し、議会を代表しまして深く感謝の意を表するとともに、心からお礼申し上げます。

今後においても健康に留意され、ますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

長きにわたり大変ご苦勞さまでした。

中本衛議長

これにて、平成26年3月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午後 7時 05分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成26年6月9日

紀北町議会議長

紀北町議会議員

紀北町議会議員 瀧本 攻